核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について (日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所(加工施設)) (原規規発第1612142号)に基づく報告について

【改正】

日本原燃株式会社

2017年1月30日

2017年2月28日(改正)

# 目 次

1.	は	じめ	)に	1
2.	報	告徵	如事項等	1
:	2.	1	報告徴収事項	1
:	2.	2	経緯等	1
3.	対	応体	制	4
4.	事	実関	係の調査	5
4	4.	1	調査の視点・対象期間	5
4	4.	2	調査の方法	5
4	4.	3	調査対象期間における主な活動	6
4	4.	4	事実関係の調査によって確認された事柄	8
	4	. 4	. 1 「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめた」点に	ح
			ついて	8
	4	. 4	. 2 「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと	を
			見抜けなかった」点について1	2
4	4.	5	事実関係の調査から導かれた今回の事案の問題点	6
5.	今	回の	事案の直接的な原因と是正措置1	9
	5.	1	今回の事案の直接的な原因1	9
	5.	2	直接的な原因に対する是正措置計画2	0
	5.	2.	1 安全・品質本部および監査室の「人にかかる原因」に対する是正措置計	画
			2	1
	5.	2.	2 安全・品質本部の是正措置計画	1
	5.	2.	3 監査室の是正措置計画2	2
6.	今	回の	事案の背景にある要因と取組み2	3
(	6.	1	今回の事案の背景にある要因2	3
(	6.	2	今回の事案の背景にある要因の整理2	7
(	6.	3	今回の事案の背景にある要因に対する取組み3	1
(	6.	3.	1 安全・品質本部の取組み3	1
(	6.	3.	2 監査室の取組み	4
7.	是	正措	   置等の実施状況の確認3	5
8.	会	社全	:体で実施する継続的な改善活動3	6
9.	丰	L X	3	8

# 添付資料

添付資料-1 報告徴収命令を受けるに至った経緯

添付資料-2 事実関係の調査、原因の究明および是正措置計画案の検討体制

添付資料-3 事実関係調査で得られた事実等

添付資料-4 安全・品質本部および監査室新旧組織図

添付資料-5 RCA報告書の提言に基づく改善に係る整理表の変遷

添付資料 - 6 RCA報告書の提言に基づく改善に係る整理表 (9/7) と評価書との比較

添付資料-7 直接的な原因に対する是正措置に係る整理表

添付資料-8 直接的な原因に対する是正措置に係るアクションプラン

添付資料-9 背景にある要因に対する取組みに係る整理表

添付資料-10 背景にある要因に対する取組みに係るアクションプラン

# 参考資料

- ・ 旧品質保証室(現 安全・品質本部および監査室)に対して提言された 対策と実施内容と評価結果
- ・ 旧品質保証室に対する根本原因分析に基づく改善策に対する評価結果 について

#### 1. はじめに

当社は、2016年11月21日から12月9日まで行われた濃縮・埋設事業所(加工施設)の平成28年度第3回保安検査において、極めて重大な問題が確認されたことについて、2016年12月14日核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、2.1 報告徴収事項に示す報告を命じられた(以下、「報告徴収命令」という。)。

本報告は、報告徴収命令に基づき原因究明および是正措置計画を取り纏めた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所(加工施設))(原規規発第1612142号)に基づく報告について」(2017年1月30日報告)について、今回の事案の直接的な原因を明確にするなどの修正を行ったものである。

#### 2. 報告徵収事項等

# 2. 1 報告徵収事項

報告徴収命令は以下のとおりである。

- 1. 事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと及び それを見抜けなかったことを含む品質マネジメントシステムが機能しな かったことについての原因究明
- 2. 1. の結果を踏まえた是正措置計画

#### 2. 2 経緯等

#### (1) 経緯

当社が今回の報告徴収命令を受けるに至った経緯等を以下に示す。(添付資料-1)

- 当社は、平成27年度第3回保安検査(2015年11月)で、原子力規制委員会から「濃縮事業部は、自らの保安活動を改善する機能が欠落若しくは機能不全に陥っている状態にある」との指摘を受けた。このため、「全社の品質保証活動を管轄している品質保証室長に、第三者的な観点でのチェック機能を持たせることで、濃縮事業部が自ら保安活動を改善する機能を補完する」ことを約束した。
- 平成 27 年度第 4 回保安検査(2016 年 2 月)では、第 3 回保安検査で約束 した品質保証室の補完活動に対し、「改善の主体となる品質保証室長に主

体性がないこと」、「濃縮事業部の保安活動を改善するための計画について品質保証室のチェックがなされていないこと」等の指摘を受けた。このため、「品質保証室が不適合処理を行ったうえで、改善活動に係る計画(全体計画書、個別計画書)を策定すること」、「品質保証室に潜在する組織要因を特定するため根本原因分析(以下、「RCA」という。)を行うこと」を約束した。

- 品質保証室は、改善に向けた取組みをしていたものの、事業者が自ら示した対応方針の趣旨を十分に理解できていなかったことから、平成28年度第1回保安検査(2016年5月)では、「本来実施すべき濃縮事業部の保安活動を補完する活動が適切に実施できていない」等の指摘を受けた。このため、「品質保証室が、業務の内容に踏み込んでチェックし、是正が必要な場合には適切に指導することで、濃縮事業部の保安活動適正化に向けた活動を実行すること」、「品質保証室がこの活動を適切に遂行するため業務の計画を明確にすること」を約束した。
- 平成28年度第3回保安検査では、「安全・品質本部<sup>※1</sup>は、社長直轄の組織(根本原因分析チーム)から同本部に対してなされた改善提言について、改善を行う必要があるにも係わらず、改善は既にできていることから、実施の必要性はないとする事実と異なる評価結果をまとめたこと」、「当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打合せによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等がないこと」および「全社対応委員会に諮るべきところこれがなされていなかった等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであること」の指摘を受けた。

当社は、平成27年度保安検査以降、品質保証部門が何度も同じような指摘を受け、さらに今回の報告徴収命令を受けるに至ったことについて、保安検査の指摘事項に対するマネジメントが十分ではなく、品質マネジメントシステムが機能しなかったと重く受け止めている。

#### (2) 指示事項に示された具体的な事実

報告徴収命令の指示事項に示された「事実と異なる評価結果を不適切な意思 決定プロセスでまとめたこと」、「それを見抜けなかったこと」、「品質マネジメ ントシステムが機能しなかったこと」について具体的事実を整理すると以下の とおりである。

#### 「事実と異なる評価結果]

安全・品質本部は、根本原因分析チームが行ったRCAに基づく9つの提

言<sup>\*\*2</sup>(3つの組織要因<sup>\*\*2</sup>を除去するための対応策)に対し、個別計画書を作成し改善を実施することとしていた。しかしながら、2016年9月7日以降の数日間で、平成28年度第1回保安検査での指摘事項に対する対応として既に実施していた活動等を、3つの組織要因と照合し、「旧品質保証室に対する提言は組織改正等により改善された」とする評価書をまとめた(2016年9月14日)。

本評価書をまとめたことにより、全体として完了しているとは言えないに もかかわらず、9つの提言は改善されたとの評価となったこと。

# [不適切な意思決定プロセス]

個別計画書に替えて、全体計画書に記載のない評価書が作成されたこと。 安全・品質本部の安全・品質本部長以下の数人での打合せでこれを決定し、 重要な変更であるにもかかわらず記録として残されていないこと。

#### 「それを見抜けなかったこと]

チェック機能を果たすべき監査室が、安全・品質本部が事実と異なる評価を行ったことを見抜けず、自らも評価書を確認したこと。

安全・品質本部の「濃縮事業部の保安活動の補完」をチェックするため に設けた「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会<sup>※3</sup>」(以下、「全社対 応委員会」という。)が評価書等をチェックできなかったこと。

マネジメントレビュー\*\*4において、安全・品質本部が誤って是正処置を 完了した事実を確認できなかったこと。

# 「品質マネジメントシステムが機能しなかったこと」

「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと」および「それを見抜けなかったこと」を含め、品質保証部門が何度も同じような指摘を保安検査で受けていたにもかかわらず、改善できなかったことで、当社の品質マネジメントシステムが機能しなかったとみなされること。

※1:2016年6月30日の組織改正により品質保証室の品質保証機能と安全本部の安全機 能を統合

#### ※2:3つの組織要因、9つの提言は以下のとおり

#### 3つの組織要因

① 品質保証室は社長のスタッフとしての要求事項(社長の補佐として、自社内の 品質マネジメントシステムのPDCAが適切にまわされていることの監視・測 定・評価及び社長へのインプット)を組織として明確化せずに業務を続けてきた ため、他事業部への関与も含め、品質保証活動として必要な業務が適切に実施で きていなかった。

- ② 品質保証室長が社長のスタッフとして各事業部を指導する強い意思が不足していたこと、および品質保証室員の適切な人材の配分を社長に要求してこなかったことから、マネジメントレビューなどの全社に亘る第三者的な業務も事務局業務が主体となった。
- ③ 品質保証室は濃縮事業部の保安活動を補完し、保証することを要求されていたが要求事項(あるべき姿)を明確化せずに活動を行ったため、補完活動のPDC Aが機能しなかった。また、組織としての要求事項(あるべき姿)の理解力が不足(力量不足)していた。
  - (注) あるべき姿とは、法令遵守、許認可での担保事項を守ること、ルールおよび一般原則を守ること

#### 9 つの提言

- ①各事業部の品質マネジメントシステムが有効に機能していることを評価するための監視・測定の仕組みの構築
- ②各事業部の品質マネジメントシステムを継続的に改善するための全社的連携方 法の改善
- ③マネジメントシステムの必要性の評価が適切に実施できるようにマネジメント レビューでの評価の仕組みの見直し
- ④人材育成
- ⑤リソースの配分
- ⑥権限強化
- ⑦業務計画の策定
- ⑧業務の計画に係る品質標準類の見直し
- ⑨教育の充実(力量の向上)
- ※3: 濃縮事業部の保安活動適正化に向けた取組みを、社長をトップとして、品質保証室、 再処理事業部および埋設事業部が参画した全社体制で実施する活動を円滑に進め ること、その活動状況を確認することで情報共有し、必要な助言を与えることを目 的とした会議体(委員は、社長、業務全般社長補佐、安全・品質本部長、濃縮事業 部長、埋設事業部長、再処理事業部長および燃料製造事業部長。)(2016 年 2 月 29 日設置)

#### ※4:マネジメントレビュー

トップマネジメントが品質マネジメントシステムの適切性、妥当性、有効性を確実にするために、あらかじめ定められた間隔で、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、変更の必要性の評価を含めて行う見直し活動のことを言う。

#### 3. 対応体制

当社は、本報告に係る原因究明および是正措置計画の策定のため、社長をトップとし、「事実関係調査チーム」と「是正措置委員会」を設置した。

「事実関係調査チーム」は、社内および社外の調査員で構成し、エビデンス調査を行った後、エビデンスに基づいて関係者へのヒアリング調査を行った。ヒアリング調査は、客観性、厳格性を期すために社外調査委員(弁護士)を主体とし、品質保証の専門家も同席した。「是正措置委員会」は、社長の諮問機関として、社外有識者(八戸工業大学前学長)を委員長として社内および社外の委員で構成し、原因の究明および是正措置の検討を行い、社長に答申した。これらの体制図を添付資料-2に示す。

#### 4. 事実関係の調査

# 4. 1 調査の視点・対象期間

本事案に係る事実関係を把握するため調査を以下の視点で実施した。

#### (1)調査の視点

- 安全・品質本部が事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセス でまとめることとなった状況や背景
- その後のマネジメントレビューへの報告に至るまでの状況や背景
- 安全・品質本部が事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことを、監査室、全社対応委員会およびマネジメントレビューで見抜けなかった状況や背景
- これらを含み、品質マネジメントシステムが機能しなかったことの状況や背景等

#### (2)調査対象期間

上記(1)に示した調査の視点に基づき事実関係を調査できる期間として、 安全・品質本部発足日(2016年6月30日)から平成28年度加工施設第3回 保安検査完了日(2016年12月9日)までとした。

# 4. 2 調査の方法

調査は、「エビデンス調査」と「ヒアリング調査」で実施した。その具体的な方法は以下のとおり。

#### (1) エビデンス調査

- 社内調査員は、「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと、およびそれを見抜けなかったこと」に関する事実調査に必要なエビデンス(書類、会議開催案内、議事録、関連するメモ、メール等)を調査対象者に要求し、提出を受けた。
- 社内調査員は、提出されたエビデンスから事実関係を整理し、ヒアリン グ調査で確認すべき点を抽出し、社外調査員と共有した。

#### (2) ヒアリング調査

- 「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと、 およびそれを見抜けなかったこと」に関係する安全・品質本部、監査室、 全社対応委員会のメンバーおよびマネジメントレビューのメンバーを 主な調査対象者とした。加えて、濃縮事業部など一連の活動に関係する 他の組織の者も対象とし、33人に対して調査を実施した。
- 調査対象者へのヒアリング調査は社外調査員が実施し、社内調査員はそ

のヒアリングに同席し、必要に応じ質問を行った。

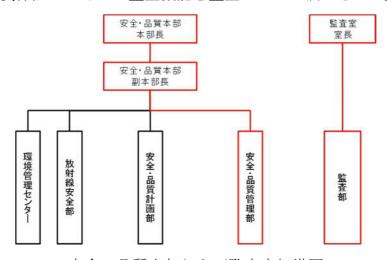
- ヒアリングは社外調査員の事務所(弁護士事務所)で実施した。
- 社内および社外調査員は、ヒアリング調査結果を整理・分析し、必要に 応じて、再度ヒアリング調査を一部の調査対象者に実施した。

#### 4. 3 調査対象期間における主な活動

「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことおよびそれを見抜けなかったことを含む品質マネジメントシステムが機能しなかったこと」に関連する主な活動を以下に示す。また、主な活動に対し、エビデンス調査やヒアリング調査によって得られた事実等を添付資料-3に示す。なお、日付は、特に記載のない場合以外は、2016年である。

● 6月30日:組織改正(添付資料-4)

安全確保のため、品質マネジメントシステムを機能させることが重要であることから、品質保証室の一部と安全本部を安全・品質本部として統合し、品質保証室にあった監査機能を監査室として独立させた。



安全・品質本部および監査室組織図

● 7月28日:「「濃縮事業部の保安検査における指摘事項に係る事業者対応 方針についての不履行」についての根本原因分析計画書」の実施結果報 告書(以下、「RCA報告書<sup>※5</sup>」という。)の承認

#### ※5: RCA 報告書

保安検査において、濃縮事業部の保安活動適正化に対し、品質保証室が主体的に実施する活動の「業務の計画」を適正に策定しなかったこと等の指摘を受け、社長直轄の「根本原因分析チーム」(後に安全・品質本部長に就任する役員が責任者)を編成し、RCAを実施した。この結果、3つの組織要因とそれを改善するための9つの提言が抽出された。

● 8月19日:第12回全社対応委員会

安全・品質本部が「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」(以下、「全体計画書」という。)の改正案と9月30日に検証終了とするスケジュール等を付議

● 9月6日:第13回全社対応委員会

安全・品質本部が「安全・品質本部に対する根本原因分析に基づく改善 策実施のための個別計画書」(以下、「個別計画書」という。)の案、監査 室が「濃縮事業部の保安活動適正化の活動を検証するための検証要領」 (以下、「検証要領」という。)の案を付議

- 9月6日~14日:安全・品質本部長以下により第13回全社対応委員会の 助言の対応について打合せ
- 9月12日:検証要領を監査室長が承認
- 9月14日:安全・品質本部長が「旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果」(以下、「評価書」という。)を承認
- 9月15日:監査室長が評価書を確認
- 9月30日:是正処置完了

安全・品質本部が平成 27 年度第 4 回保安検査および平成 28 年度第 1 回 保安検査に関わる不適合管理を是正処置実施票にて是正処置を完了

- 10月4日:第14回全社対応委員会 監査室が検証報告を付議
- 10月20日:第15回全社対応委員会 監査室が検証報告(2回目)を付議
- 11月1日:マネジメントレビュー 安全・品質本部に対する 2016 年度第 2 回マネジメントレビューを実施
- 11月9日:第16回全社対応委員会 監査室が検証報告(3回目)を付議
- 11月14日:監査室長が検証報告を承認
- 11月17日:監査室が検証報告書を社長に報告

#### 4. 4 事実関係の調査によって確認された事柄

事実関係の調査により確認された事柄を以下にまとめた。

# 4.4.1 「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめた」 点について

(1)組織改正に伴い就任した安全・品質本部長の認識

安全・品質本部長は、品質保証室に対するRCAの結果を、組織改正以前に自らが責任者として取りまとめていたこともあり、3つの組織要因を強く認識していた。このため、3つの組織要因については、「自らが安全・品質本部長へ就任し組織に対し強い意思を発揮できること」、「品質方針ガイドラインを改正し要求事項が明確になったこと」に加え、「安全・品質本部員の力量が向上すること」で根本的な原因は除去できるとの誤った考えを持っていた。一方で、3つの組織要因から導き出された9つの提言を含めた改善活動は日常的・継続的に実施していけばよいとの誤った考えを持っていた。

- (2) 安全・品質本部長の意向を具現化するための打合せ等(添付資料-5)
  - ① 第13回全社対応委員会[個別計画書の案の付議](9月6日)

安全・品質本部員は、RCAにより導き出された 9 つの提言を踏まえ、 個別計画書の案を作成し、第13回全社対応委員会に付議した。

安全・品質本部長は、第 13 回全社対応委員会で、個別計画書の案を初めて認識した。個別計画書の案は、安全・品質本部の 3 つの組織要因が現時点で改善されておらず、これから改善を実施するとの内容であった。このため、安全・品質本部長は、「問題の発端である濃縮事業部の改善は進んでいるのに、安全・品質本部員自身が 3 つの組織要因が改善されていないと考えている」ことが問題であると考えた。このため、上記(1)に示した誤った理解のもと、安全・品質本部長は、「既に実施したことと今後実施するものを仕分けして新しい組織として実施することに対する計画としなければならない」と助言した。

② 第13回全社対応委員会後の打合せ「整理表の作成」(9月6日)

第 13 回全社対応委員会後、安全・品質本部長は、上記①に示した自らの考えのもと、改善を速やかに実行する必要があると考え、安全・品質本部員(安全・品質本部副本部長不在)および監査室員(監査室長不在)と打合せを実施した。

その際、安全・品質本部長は、「3つの組織要因に立ち返って見れば多く

の項目は改善されているはずで、これまでやってきたことを3つの組織要因に対応させて整理するよう」指示を出した。

安全・品質本部長の指示を受けた安全・品質本部員と監査室員は、安全・品質本部副本部長も交えて、安全・品質本部長の意向をどのように具現化するかを議論し、整理表の形でまとめることとした。整理表は、3つの組織要因から導かれた9つの提言に対して、「実施したもの」、「実施できていないもの」を区分し、幾つかの項目は完了となったが完了とならない項目もあるという形で作成された。

#### ③ 9月7日の打合せ [安全・品質本部員の思考の変換]

作成した整理表に基づいて、再度安全・品質本部長以下で打合せを行った。その際、安全・品質本部長は、「これでは退院<sup>※6</sup>できない」、「整理の仕方が悪い」、「安全・品質本部が濃縮事業部と一緒に入院していては指導できる立場にない、退院して初めて濃縮事業部を補完できる」、「9つの提言は継続的な改善を進めること」との自らの考えを示した。さらに、あくまでも3つの組織要因に立ち返ってみたとき、これに対応する活動として、「組織改正」、「品質方針ガイドライン改正」および「力量向上」の3点があると示し、「安全・品質本部は、100%でなくとも退院できる程度まで達しているのではないか」との自らの考えを示した。

この際、安全・品質本部副本部長以下は、安全・品質本部長の考えをすべて納得・理解していたわけではなかったが、それを質すことはしなかった。

※6 濃縮事業部の保安活動を補完できるレベルに達すること

安全・品質本部管理職A、安全・品質本部管理職Bおよび安全・品質本部員Cは、安全・品質本部長の考えをすべて納得・理解していたわけではなかったが、安全・品質本部長の意向に沿った検討を進めることとした。特に、安全・品質本部管理職Bは、安全・品質本部長の意向を自ら解釈し、「見るべき視点はRCAから導き出された9つの提言ではなく、3つの組織要因である」と従来の考え方を改めた(本人の弁によると「思考の変換があった」)。この考え方に基づき、3つの組織要因から改善活動を区分し、完了していない項目は、継続的な改善(日常業務)として品質目標に反映し管理することを考えた。

④ 個別計画書作成不要との判断に至る変遷 (9月7日~9月13日)

9月7日以降、3つの組織要因に対して実施済みの活動を整理する過程で「未実施の改善項目は継続的改善として日常業務で取り組む」との誤った認識が安全・品質本部員間で共有された。

このため、9月13日に、再度修正された整理表を用いて安全・品質本部長に説明を行った際にも、今後のさらなる改善が必要として唯一残っていた「各事業部の品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認するための監視・測定の指標の設定」が、「既に電力から情報を入手することを考えている」と整理され、「継続的改善として日常業務で取り組む」との結論になった。

結果的に、最終的な整理表は、3 つの組織要因に対して改善を行うべき 項目がなくなる形となった。

なお、整理表を作成した安全・品質本部員Cは、議論の内容が不十分と 感じていたが異論を唱えなかった。

(3) 安全・品質本部による個別計画書に替わる評価書の承認および監査室による確認

(9月14日~9月15日)

3つの組織要因に対して改善を行うべき項目がなくなったとの結論を受け、安全・品質本部員は、「個別計画書を立案してまで改善するものがなくなった」との誤った認識を持った。このため、個別計画書に替わる評価書を立案し、安全・品質本部長の承認を得ることとした。この際、安全・品質本部副本部長は、「評価書は現状を整理したもの」との認識で、内容を十分確認せず承認した。一方、安全・品質本部員Cも、上司に対し評価書の位置づけ等の詳細な説明を行わなかった。また、安全・品質本部長は、内容を十分に確認せずに承認した。

安全・品質本部員Cは、監査室員Cから個別計画書の作成状況に係る問い合わせを受け、個別計画書に替わり評価書を作成する旨を回答した。その際、監査室員Cは、評価書の存在に疑問をもち「評価書の位置づけを明確にすべき」と意見を述べたが、安全・品質本部員Cは、安全・品質本部管理職Aと安全・品質本部管理職Bとの間で決定した事項であると思い、その意見を聞き入れることはなく、結果的には安全・品質本部において、上記事実は伝わらなかった。

一方、監査室長は、評価書が個別計画書に替わるもので、評価書によって 組織要因への対応が完了するとの認識を持たず、また、自ら評価書の位置づ けを安全・品質本部員に確認しないまま確認欄に押印した。なお、監査室員 Cは、評価書への押印を一旦拒否したが、上司が押印していることもあり、 やむを得ず押印に応じた。

評価書で実施したとした項目を、9月6日に個別計画書の案で計画した項目と比較すると、「人材の配分」や「権限強化」のように実施したと評価できるものもあるが、その他の項目については、一部または全部が実施したとは言えないものであった。(添付資料-6)

#### (4) 不適合管理の是正処置の完了(9月30日)

安全・品質本部長は、評価書を承認したことをもって、3 つの組織要因が 改善されたとして是正処置を完了した。

以上のように、安全・品質本部長は、「3つの組織要因の根本的な原因は除去でき」、「9つの提言に対する対応は継続的な改善で実施すればよい」との誤った認識を持った。

安全・品質本部員は、安全・品質本部長の意向として示された「退院する」という意味を十分に理解せず、3つの組織要因に対して改善を行うべき項目がすでになく、継続的な改善(日常業務)を実施することで個別計画書を作成する必要はないとの誤った認識を持った。このため、全体計画書で作成することになっていた個別計画書に替わり評価書を作成した。

一方、監査室員Cを除く監査室長以下の監査室員は、評価書の位置づけを確認しないまま確認欄に押印した。また、監査室長以下の監査室員は、評価書により是正処置が完了されるとの認識を持たなかった。

このため、是正処置 (9 つの提言に対する対応の計画を策定し、計画に従って実行すること) が適切に行われなかっただけでなく、継続的な改善 (日常業務) として実施する項目等も明確にしなかったため、「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめた」と指摘された評価書を作成し、是正処置を完了した。

また、安全・品質本部員は、評価書の審査、承認を行うことで記録は残ると考え、整理の過程での変更は重要な変更と認識せず、記録に残す必要性を感じていなかった。したがって、一連の変更に係る記録等が作成されなかったものと考えられる。

# 4. 4. 2 「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことを見抜けなかった」点について

- (1) 安全・品質本部の活動に対する監査室の検証
  - ① 監査室と安全・品質本部との関係
    - 6月30日の組織改正により、品質保証室の機能が安全・品質本部と監査室に分離された。

安全・品質本部長は、監査室担当執行役員ではないものの、監査室担当 取締役副社長として、監査室も管理・監督する責任があると認識してい た。

監査室の執務室は、組織改正前と変わらず、安全・品質本部の執務室と 隣接して配置されていた。

② 第 12 回全社対応委員会 [検証の実施体制の変更] (8 月 19 日) 第 12 回全社対応委員会における安全・品質本部長からの助言を受け、 安全・品質本部および濃縮事業部の改善活動に関する検証を監査室が実 施することとなった。加えて、検証の完了時期は 9 月末とすることが確 認された。(これを基に、8 月 31 日に全体計画書が改正された。)

このため、監査室長、監査室管理職Bは、9月末の検証終了は全社的に 共有されているスケジュールであると考えた。

#### ③ 検証要領の作成から承認に至る過程

監査室長は、限られた要員で通常の内部監査として実施していては、9 月末までに完了することは困難との思いもあり、検証として「全体計画書に基づき作成される個別計画どおりに活動が行われていること」、「有効性の確認として3つの組織要因が改善されていること」を確認することとした。また、監査室管理職Bは、第13回全社対応委員会の開催前に安全・品質本部から同委員会で付議予定の個別計画書の案を入手し、検証要領の案を作成した。あわせて、監査室員Cは、個別計画書の案に基づいて検証に使用するチェックシートを作成した。

検証要領の案は、安全・品質本部が作成した個別計画書の案とともに、 第13回全社対応委員会に付議された。

その後、監査室員Cは、安全・品質本部が作成した整理表も参考にチェックシートを修正し、9月12日に監査室長により検証要領が承認された。 この時点で、監査室は「個別計画書は当然作成されるもの」と考えていた。

#### ④ 検証における評価書の位置づけ [監査室の認識]

9月12日以降、監査室による検証が行われたが、検証実施中の9月14日に安全・品質本部から評価書の確認を求められた。監査室長および監査室管理職Bは、品質保証室へのRCA提言のうち監査室で対応すべき部分の確認を求められたものと認識し、その位置づけを確認しなかった。このため、監査室は、評価書は検証要領に基づく検証対象の書類ではないと考えた。

⑤ 第14回~16回全社対応委員会への検証報告書の案の付議(10月4日、10月20日、11月9日)

監査室による検証は9月30日に完了し、検証報告書の案として第14回全社対応委員会に付議された。検証報告書の案には、改善が完了しているとの趣旨の記載が多く見られた。

第 14 回以降の全社対応委員会に付議された検証報告書の案に対し、委員からは、「抽象的表現が多く、具体的に何を確認したのか不明」、「全般的にフィーリングで記載されていて、事実が不明確」あるいは「各活動の有効性は改善途上である点、今後改善を図るべき点をあげるべき」との助言があり、再付議が繰り返された後、第 16 回全社対応委員会で、「改善が完了していないのであれば、引き続き検証が必要である」との助言を受けた。

# ⑥ 検証報告書の承認(11月14日)

監査室長は、第16回全社対応委員会での助言を受け、一旦検証結果を まとめて11月14日に検証報告書を承認のうえ、社長に報告した。監査 室長は、今後も検証は継続するものであり、この報告は中間報告的なも のと考えていた。

以上のように、監査室は、限られた時間と要員で検証を行わなければならない状況のなかで、個別計画書について客観的な事実に基づいた検証を行わなかった。また、検証においても、個別計画書は作成されるものとの思い込みがあり、個別計画書の有無の確認を行わず、また、評価書に対する検証も行わなかった。

結果、監査室は、安全・品質本部が「個別計画書に替わり評価書を作成し改善が完了した」との誤った判断を行ったことを検証で確認できなかった。

このため、監査室は、安全・品質本部が本来実施すべき品質マネジメントシステムの手順に沿わずに是正処置を完了させたことを見抜けなかった。

#### (2) 全社対応委員会の対応

① 個別計画書の案の付議(第13回全社対応委員会 9月6日)

安全・品質本部は、第 13 回全社対応委員会に個別計画書の案を付議した。その際、委員から助言があったものの、個別計画書への助言の反映は、安全・品質本部副本部長の「一旦引き取らせてほしい」、安全・品質本部長の「整理させます」との発言から、安全・品質本部員は安全・品質本部に一任されたものと考えた。

また、「9 つの提言に対して対策の内容を具体的に示し、時間をかけて 議論すべき」との社長の発言が議事録に反映されず、この助言がフォローされることはなかった。

このため、安全・品質本部員は、個別計画書に替わり評価書を作成した時点においても、評価書を案として全社対応委員会に付議する必要性を感じておらず、さらに、安全・品質本部長により評価書が承認され、是正処置を完了させたことについても全社対応委員会に報告するとの認識はなかった。また、その後の全社対応委員会でも、委員から個別計画書の作成状況に係る質問はなかった。なお、全社対応委員会の事務局は安全・品質本部であった。

# ② 監査室による検証報告書の案の付議

前述「(1)⑤」の通り、全社対応委員会へ監査室長から3回にわたり検証報告書の案が付議されたが、その際においても、全社対応委員会の委員には、是正処置が完了しているとの認識はなく、検証は、RCAの9つの提言に対する改善活動の途中段階で行われたものと考えていた。

以上のことから、委員は、個別計画書の替わりに評価書が作成され、是正処置が完了されたとの認識はなかった。

また、監査室の検証は、客観的事実に基づく検証(個別計画の作成の有無、評価書の位置づけの確認)ができていなかったこともあり、全社対応委員会の委員は、「RCAの9つの提言に対する改善活動の途中段階の検証」との認識であった。

このため、全社対応委員会は、安全・品質本部が是正処置を完了させたことを見抜けなかった。

# (3) 安全・品質本部に対する 2016 年度第 2 回マネジメントレビュー

(11月1日)

#### ① マネジメントレビューへのインプット資料

安全・品質本部のマネジメントレビュー資料は 2 部構成となっており、 主に「マネジメントレビューへのインプット (資料-1)」を用いて、安 全・品質本部副本部長が説明した。しかしながらインプットには安全・品 質本部が実施した一連の活動の記載がなく、評価書が作成され是正処置が 完了しているとの記載はなかった。

また、「2016年度品質目標の達成状況管理表(資料-2)」には「9月30日に是正処置が完了した」との記載があったが、説明されることはなかった。

第2回マネジメントレビュー実施以前に、安全・品質本部では「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則等の改正(6月23日改正)」を行い、「保安検査結果および規制当局、保安検査官の指導、意見・要望等を記載し、指摘事項に対する対応状況について実施した活動を記載する」ことを明確にした。しかしながら、本規定に照らすと、第2回マネジメントレビューのインプット資料への「原子力安全の達成に関する外部の受け止め方」の記載は不十分であった。

このため、評価書の作成およびそれ以降の安全・品質本部の活動は、安全・品質本部長から社長にインプットされなかった。

# ② マネジメントレビューに対する社長の意識

社長は、マネジメントレビューのインプット資料について、事務局(安全・品質本部)から、前日に短時間(約60分)で説明を受けた。

また、社長は事前に確認する場合も、マネジメントレビューの場でも、インプットで示された事項のうち、「問題があること」、「できていないこと」を重点的に確認しようとしており、既に完了した事項を確認する意識は低かった。このため、今回の事案は、誤って是正処置を完了したものであったが、社長は、是正処置が完了したことを確認するような質問を行わなかった。

以上のことから、社長は、マネジメントレビューで安全・品質本部が是正処置を完了させたことを見抜けなかった。

#### 4. 5 事実関係の調査から導かれた今回の事案の問題点

事実関係の調査によって確認された事実および推定される事項を整理し、「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことおよび それを見抜けなかったこと」に関する問題点を以下のとおり整理した。

(1) 事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことに関する問題点

今回の事案の発端は、安全・品質本部長が、自身が安全・品質本部長に就任したことなどにより、「3 つの組織要因にかかる根本的な原因は除去でき、9 つの提言については日常的・継続的改善で実施すればよい」との誤った認識を持っていたことであった。

安全・品質本部長は、この誤った認識に基づき繰り返し安全・品質本部員に指示を行い、これにより、安全・品質本部の改善活動を誤った方向に導いた。

この安全・品質本部長の誤った認識を正しい方向に向かわせる役割を 果たすべき立場にあった安全・品質本部副本部長は、他の特命業務によ り今回の事案への関与が少なかったという状況はあったものの、安全・ 品質本部長の指示の意味を十分に理解せず、それを質すこともしなかっ た。

安全・品質本部長からの指示を受けた安全・品質本部管理職A以下は、 安全・品質本部長の誤った認識を各々の解釈に基づき理解し、安全・品 質本部長の意向に沿うよう整理を進めた。

この際、安全・品質本部管理職Aは、部長として、自らが以前に定めた計画に従った業務を行うよう部下を指導し、正しい方向に向かわせる役割を果たすべきであったが、適切に指示・指導できていなかった。

また、安全・品質本部副本部長は、評価書の押印時に、他の特命業務により今回の事案への関与が少なかったにもかかわらず、この時点においても内容を表面的にしか確認しなかったため、評価書という計画に基づかない書類が作成されたことの経緯等、誤った認識に基づき導かれた結果であることに気付けず、これを是正することができなかった。

安全・品質本部長は、評価書の内容が自らの指示に従った結果作成されたものであったが、その内容を確認せず押印し、これにより評価書は承認された。

上記のように、安全・品質本部長の誤った認識を発端として、それを質すべき立場にある者や、自らが定めた計画に従った業務を行うべき役割を担っている者が、その役割を果たせなかったことが、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことに関する問題点である。

また、このような職責上の役割を果たせなかった問題が、安全・品質本部の複数の管理職および複数の場面において確認されたことについては、安全・品質本部長の誤った認識に加えて、管理職が職責上の役割を果たす上で前提となる安全・品質本部の責任・権限が不明確であったという問題もあった。

(2) 事実と異なる評価結果をまとめたことを見抜けなかったことに関する問題点

# ①監査室

安全・品質本部長は、取締役副社長として監査室を担当していたが、 監査室が組織改正により品質保証室から分離されたこともあり、監査室 に対する指導も自らの責務として必要だと考え、強く関与した結果、監 査室の独立性が損なわれた。

監査室長は、取締役副社長である安全・品質本部長の関与を受け、目標とする期限までに安全・品質本部が行う改善活動の確認を終える必要があると考えた。これに対して自らの組織の人員が不足していたことや目標とする期限が厳しいという状況を踏まえた結果、監査としての手続きや手法によらず、安全・品質本部が実施した活動を確認することに重点を置いた検証にとどめたことで、監査室の本来の客観的チェック機能を発揮させることができなかった。

また、取締役副社長である安全・品質本部長が、監査室においても品質保証室へのRCA提言のうち対応すべきものがあると指摘したことから、監査室長は、安全・品質本部が誤った方向に導かれた結果として作成した評価書に対して、監査室が当事者として対応すべき部分の確認を求められたものと考えたため、監査室の本来の客観的チェック機能を果たせなかった。

監査室管理職Aは、部長として、監査室として実施すべき行為に対して、上司の指示・意向が本来の監査室の機能に照らして適正であるかを十分に確認せず、また部下に対しても監査室としての業務のあり方について適切な指示・指導ができなかった。

#### ② 全社対応委員会

さらに、全社対応委員会に個別計画書案が諮られたが、その際のコメントがフォローされず、会社のトップである社長のコメントに対する対応も行われていなかった。評価書については、自らが定めた計画に本来存在しない書類であるにもかかわらず、これを全社対応委員会に付議することなく、安全・品質本部内のみで作成、審査、承認した。

これは、全社対応委員会で何を付議するかが明確でなかったこと、コメントをフォローする仕組みになっていなかったことに加え、全社対応委員会の事務局である安全・品質本部が上記(1)に示すように職責上の役割を果たせなかったことが問題である。評価書が全社対応委員会に付議され、各委員の目に触れていれば、この書類の位置づけや本来あるべき手続きとの違いに気づき、正しい方向に修正ができた可能性はある。

#### ③マネジメントレビュー

マネジメントレビューにおいては、インプットを正しく入れることが 重要であるが、今回の事案では、それが適切に行われていなかった。

具体的には、インプット資料中に是正処置が完了したという記載はあったものの、口頭での説明はなく、それまでの保安検査における指摘事項に対する対応状況という観点での記載にもなっていなかった。2015 年度第4回マネジメントレビューの再実施を行った際には、マネジメントレビューの事務局である安全・品質本部による指導の結果、濃縮事業部におけるインプットに必要な事項が記載されていたことを考えると、安全・品質本部の自らのマネジメントレビューのインプットに対するチェックが十分にできていなかったことが問題である。マネジメントレビューにおいて、平成27年度からの保安検査での指摘事項に対する一連の対応の進捗状況等がインプットされていれば、個別計画書の扱いや評価書の作成など本来実施すべき対応が図られていないことが確認され、正しい方向に修正できた可能性はある。

上記のように、安全・品質本部長の誤った認識を発端として安全・品質本部が事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたことに対し、そのチェックを行うべき監査室、全社対応委員会、マネジメントレビューが、各々安全・品質本部の影響(監査室:安全・品質本部長の取締役副社長としての影響、全社対応委員会:事務局である安全・品質本部が付議・フォローの仕組みを作らなかった影響、マネジメントレビュー:安全・品質本部の適切でな

いインプットによる影響) を受けた結果、必要な機能を果たすことができず、 安全・品質本部の誤った行為を見抜くことができなかった。

#### 5. 今回の事案の直接的な原因と是正措置

#### 5. 1 今回の事案の直接的な原因

「4.5 事実関係の調査から導かれた今回の事案の問題点」で示した問題点をもとに、「人」、「組織」、「仕組み」の視点から、今回の事案の直接的な原因を以下のとおり整理した。

# 「人にかかる原因]

今回の事案における、人の視点からみた直接的な原因は以下のとおり。

- 安全・品質本部長が、自身のパフォーマンスも影響し、結果として安全・ 品質本部員を誤った方向に導いたこと。
  - ▶ 4.5 (1) の問題につながった
- 安全・品質本部員および監査室員のうち、特に部長以上の管理職が、自 らの職責上の役割を果たせなかったこと。
  - 4.5(1) の問題につながった
  - 4.5(2)①の問題につながった
- 安全・品質本部が、自らのマネジメントレビューへのインプット資料の チェックを適切に行えなかったこと。

▶ 4.5 (2) ③の問題につながった

#### [組織にかかる原因]

今回の事案における、組織の視点からみた直接的な原因は以下のとおり。

- 安全・品質本部の役割・責任・権限が不明確であったこと。
  - 4.5(1) の問題につながった
- ■監査室の独立性が欠如していたこと、また監査室の要員が不足していたこと。

具体的には、取締役副社長である安全・品質本部長の監査室への強い関与や、監査室の執務室の配置(安全・品質本部と隣接)もあり、監査室の独立性が損なわれたこと。期限が厳しいことに加え、監査室の要員も不足していたため、客観性を欠く検証を行ったこと。

4.5(2)①の問題につながった

#### 「仕組みにかかる原因】

今回の事案における、仕組みの視点からみた直接的な原因は以下のとおり。

● 全社対応委員会の仕組みが不十分であったこと。

具体的には、全社対応委員会の位置づけが助言機関であったこと。このため、安全・品質本部は評価書の立案・承認、是正処置完了等を全社対応委員会に付議・報告を行わず、また委員からの助言に対するフォローも適切に実施しなかったこと。加えて、4.5(1)に示すように職責上の役割を果たせないような問題を抱えた安全・品質本部が事務局であったこと。

▶ 4.5 (2) ②の問題につながった

上記の直接的な原因を、安全・品質本部と監査室に分類すると以下のとおり となる。

#### (1) 安全・品質本部

- ①人にかかる原因
  - 安全・品質本部長のパフォーマンスも影響し、結果として安全・品質本 部員を誤った方向に導いたこと、特に部長以上の管理職が自らの職責上 の役割を果たせなかったこと。
  - 自らのマネジメントレビューへのインプット資料のチェックを適切に 行えなかったこと。
- ②組織にかかる原因 安全・品質本部の役割・責任・権限が不明確であったこと。
- ③ 仕組みにかかる原因 全社対応委員会の仕組みが不十分であったこと。

# (2) 監査室

- ①人にかかる原因
  - 特に部長以上の管理職が自らの職責上の役割を果たせていなかったこと。
- ②組織にかかる原因 監査室の独立性が欠如していたこと、また監査要員が不足していたこと。

#### 5. 2 直接的な原因に対する是正措置計画

直接的な原因に対する是正措置として、安全・品質本部および監査室に共通的な「人にかかる原因」に対する是正措置を5.2.1に示す。それ以外の「組織にかかる原因」および「仕組みにかかる原因」に対する是正措置を、安全・品質本部、監査室に分類して、それぞれ5.2.2および5.2.3に示す。

直接的な原因に対する是正措置の整理表を添付資料-7に、是正措置を確実かつ実効性をもって遂行するためのアクションプランを添付資料-8に示す。

# 5. 2. 1 安全・品質本部および監査室の「人にかかる原因」に対する是正 措置計画

今回の事案の直接的な原因である「人にかかる原因」を受け、安全・品質本部長、安全・品質本部副本部長および監査室長に、電力会社の品質保証部門の部長を歴任した人材を新たに任用し、人事を刷新した。(2017年2月完了)

# (安全・品質本部)

- 安全・品質本部長:電力会社より任用 原子力発電所の品質保証担当部長、本社で原子力発電所の運転管理 部長、エンジニアリング会社社長を歴任:
- 安全・品質本部副本部長(品質保証):電力会社より任用 本社の原子燃料および原子力発電部門の品質保証部長、全社におけ る原子力の品質保証改革部門の部長を歴任
- 安全・品質本部 品質保証部長: 社内人材 再処理施設の現場部長、企画部長を歴任

#### (監査室)

- 監査室長:電力会社より任用原子力発電所、本社の原子力品質保証の部長を歴任
- 監査室 監査部長: 社内人材再処理施設の現場課長、経営本部課長を歴任

#### 5. 2. 2 安全・品質本部の是正措置計画

(1) マネジメントレビューに向けた安全・品質本部の対応の改善

今回の事案において安全・品質本部のマネジメントレビューへのインプットが不適切であったのは、安全・品質本部長以下の資料作成・チェックが適切に行われなかったことが直接的な原因(「人にかかる原因」)である。この反省に鑑み、必要な具体的情報を正確にインプットするため、セルフチェックシートを用いてチェックすることを要領に定める。

さらに、マネジメントレビューの有効性・適時性の向上に向け、保安検査終 了後速やかにマネジメントレビューを開催する。

(2017年3月 品質保証標準類改正予定)

#### (2) 安全・品質本部の役割・責任・権限の明確化

今回の事案の直接的な原因のうち「組織にかかる原因」を是正するため、4 事業部の品質マネジメントシステムの継続的な改善に係る指導・助言できるよう、安全・品質本部の役割・責任・権限を明確にする。

安全・品質本部長には、本部長としての役割・責任を果たし、社長の補佐として「管理責任者として各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する」ことが期待される。このため、「安全・品質本部長への期待事項について」を社達として制定した。

上記を踏まえ、「職制規程」を改正し、安全・品質本部の職務を明確にする。 (社達 2017年2月 制定済、職制規程 2017年3月 改正予定)

# (3) 全社対応委員会の改革と仕組みの見直し

今回の事案で全社対応委員会が機能しなかった直接的な原因である「仕組みにかかる原因」を踏まえ、全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築した。

特に、これまで全社対応委員会が「助言」、「情報共有」機関であった点を見直し、社長からの「指示・命令」機関と位置づけるとともに、付議内容を再整理し、さらに課題・進捗管理表の作成を明確化することで、確実なフォローが行えるようにした。

(2017年2月完了)

#### 5. 2. 3 監査室の是正措置計画

#### (1) 監査室の独立性確保

執行役員としての安全・品質本部長が、取締役副社長として監査室を担当していたため、監査室への関与が強く監査室の独立性が損なわれた直接的な原因である「組織にかかる原因」を踏まえ、以下の是正措置を実施した。

#### ● 担当取締役の廃止

特定の取締役が強く監査室に関与することがないよう業務分担を置かず、取締役全員が部門を特定せず会社全体を監視・監督することとした(担当取締役の廃止)。

#### ● 執務室の離隔

監査室の執務室を、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔した。

(2017年1月完了)

さらに、品質保証標準類のなかで、監査室が組織的(社長を除く)に独立し

た記載になっていることを再確認し、必要に応じ標準類を改正する。

(再確認 2017年2月完了)

# (2) 監査室の活動の限定(監査活動に限定)

監査室の人材不足により、監査の代わりに客観性を欠いた検証を実施した直接的な原因である「組織にかかる原因」を受け、以下の是正措置を実施する。

品質保証標準類の改正

監査室の活動を監査に限定し、関連する品質保証標準類を必要に応じ改正した。また、検証要領を廃止した(検証結果を取り下げた)。

(2017年2月完了)

● 臨時の特別監査に向けた仕組みの構築

臨時の特別監査に必要な力量を持つ人材を会社全体で確保する仕組みを構築した。

(2017年2月完了)

# 6. 今回の事案の背景にある要因と取組み

今回の事案の直接的な原因は、「5.今回の事案の直接的な原因と是正措置」に示したとおりであり、直接的な原因に対して是正措置を講じることにより、今回の事案に対する再発を防止するが、さらに、当社の品質マネジメントシステムをより実効的なものとするため、今回の事案の背景にある要因を抽出し、それらに対する取組みについても検討を行った。

#### 6. 1 今回の事案の背景にある要因

報告徴収命令の対象である「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと」および「それを見抜けなかったこと」に対し、その背景にある要因を抽出した。

また、2.2(1)の報告徴収命令に至った経緯で示したように、平成27年度第3回保安検査で指摘を受け、品質保証室が濃縮事業部の保安活動の補完を行うとした以降も、品質保証室/安全・品質本部がその活動に対して繰り返し保安検査で指摘を受けていたことも今回の事案の背景にあると考え、要因を抽出する対象とした。

(1)「事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめた」要因

- ① 未完了の改善活動があることを明確にできていなかったことに係る要因
  - 安全・品質本部長の誤った理解(組織改正にて3つの組織要因から見れば多くの項目は改善されている。)に基づく指示を受け、安全・品質本部員は、「RCAの9つの提言は3つの組織要因から見て改善が完了している」と誤った解釈を行ったこと。
  - 安全・品質本部長は、濃縮事業部の保安活動の補完を行うため、安全・品質本部が早期に「退院する」ことが必要との認識であったが、安全・品質本部員に、「退院」の意味を明確に伝えなかった(安全・品質本部長は自分の考えを理解してもらうためのアクションを起こしていない(要因(ア))」こと。また、安全・品質本部員も安全・品質本部長に「退院」の意味を確認しなかった(安全・品質本部員は安全・品質本部長の考えを理解するアクションを起こせない(要因(イ)))こと。
  - 安全・品質本部員は、9 月末に是正処置を完了するとの目標を認識 しており、スケジュールを優先するとの意識(要因(ウ))が働いた こと。

このため、安全・品質本部員には、「未完了とした項目は継続的改善で実施すればよいという思い込み」(要因(エ))が生じたこと。

さらに、

- 安全・品質本部員は、継続的な改善(日常業務)として実施する項目を明確にせず評価書を取りまとめたうえ、<u>評価書の審査・承認の過程で安全・品質本部副本部長、安全・品質本部長が、内容を十分</u>確認しなかった(要因(オ))こと、
- RCAの9つの提言に対する活動には、安全・品質本部内の他のラインが実施する事項があったにもかかわらず、評価書の審査、承認の過程で、他のラインによるチェックが行われなかった(要因(オ))こと、
- 安全・品質本部は、RCAの9つの提言を実行するための活動に係る完了条件を明確にしておらず、<u>是正処置の完了条件が曖昧であっ</u>た(要因(カ))こと、

などから、「未完了の改善活動に対するアクションプランが不明確」(要因 (キ))になり、「安全・品質本部の改善活動を自らチェック・フォローする仕組みがない」(要因 (ク))ことも重なり、誤って是正処置を完了させたこと。

② 個別計画書が策定されなかったことに係る要因

安全・品質本部管理職A以下は、誤った解釈<u>(組織改正等の完了した事項をもって組織要因が除去できたとの思い込み(要因(ケ))</u>で評価書を作成し、個別計画書を作成する必要性の認識がなかった。

これは、「<u>自ら定めた計画に従って業務を実行するとの意識が不十分</u>」 (要因(コ))であったためと考えられるが、この背景には、

- 安全・品質本部は、保安検査で度重なる指摘を受けているにもかか わらず改善を進めておらず、<u>安全・品質本部の保安検査の指摘に対</u> する認識が低い(要因(サ))こと、
- 安全・品質本部長は、全体計画書の趣旨、個別計画書作成の必要性を認識しておらず、また、安全・品質本部員は、安全・品質本部長に対して、全体計画書に基づく個別計画書の作成の必要性を説明できていない (安全・品質本部員は、安全・品質本部長の認識を質せない(要因(シ)))。このため、安全・品質本部で認識を共有できていない (コミュニケーション不足)(要因(ス))こと、

が要因としてある。

- (2)「事実と異なる評価結果をまとめたことを見抜けなかった」ことの背景にある要因
  - ① 監査室が機能しなかったことに係る要因
    - 監査室は評価書の確認時に、<u>評価書の位置づけを明確にしないまま</u> 押印をした(要因(セ))こと。
    - 検証では、個別計画書の有無の確認、評価書の位置づけの確認等を 行わず、個別計画書(案)に基づき作成した検証要領を用いて実施 した(要因(ソ))こと。
    - このとき、<u>検証に使用するチェックシートの内容は、安全・品質本</u> 部が作成した整理表に基づき修正した(要因(タ))こと。
    - 検証に際し、並行して通常の監査業務を行っており、監査経験が豊富な監査室員を検証に関与させられなかったこと。

上記のことは、客観的証拠に基づき、要求事項が満たされていることを確認するという<u>「検証の本来の目的に対する認識が不十分」(要因(チ)</u>であることに加え、「監査室の人材不足」(要因(ツ))がその背景にある。

以上に関連し、監査室員Cは検証開始後に<u>「個別計画書の替わりに評価</u>書が作成されたこと」に気がついたが、「監査室内で共有できなかった(コミュニケーション不足)」(要因(テ))という背景がある。

また、

- 監査室担当の取締役は安全・品質本部長である副社長であり、取締役として、安全・品質本部とは独立した立場の監査室も指導するとの強い思いがあったこと、
- 安全・品質本部と監査室は執務室が隣接していたこと、

という背景があったことから、「監査室の独立性の確保ができない構造」(要因(ト))として影響を及ぼした可能性がある。

また、「検証が9月末までという限られた時間の中で行われた」(要因(ナ)) ことから、安全・品質本部が実施した活動を確認することに重点が置かれ、 安全・品質本部が誤った判断を行ったことを確認できなかったことにつな がった。

- ② 全社対応委員会が機能しなかったことに係る要因
  - 全社対応委員会は助言組織であるため、安全・品質本部員は助言を 受けた事項を全社対応委員会に改めて付議するとの意識がなかった こと。
  - 全社対応委員会での委員の助言が議事録に記載されていない等、全 社対応委員会の助言に対するフォローができていなかったこと。

以上より、「全社対応委員会の位置づけが不明確」(要因(ニ)) および「フォローアップの仕組みが不十分であった」(要因(ヌ)) ことが要因であり、さらにそれらの背景として「全体計画書における計画(5W2H)が不十分」(要因(ネ)) という要因があった。

- ③ マネジメントレビューが機能しなかったことに係る要因
  - <u>安全・品質本部のマネジメントレビューへのインプットが適切でな</u>かった(要因(ノ))こと。
  - マネジメントレビューに対する社長への事前説明においても、イン プットが適切でなかった(要因(ノ))こと。
  - ◆ 社長は、完了事項にも確認すべき点が残されているとの意識が低かったこと。

以上から、まず安全・品質本部のインプットが不十分となったのは<u>「安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認識の低さ」(要因(ハ))</u>が背景の要因としてあり、社長の意識については<u>「トップ自身の保安検査の指摘事項に対する認識が十分ではなかった」(要因(ヒ))</u>点が背景の要因としてあった。

- (3) 2015 年以降、品質保証室/安全・品質本部が保安検査で指摘を繰返し受けているにもかかわらず改善が進まなかったことの背景にある要因この要因の一つは、
  - 保安検査で提示している事業者対応方針に対する具体的なアクション プランの作成および管理ができなかった(要因(フ))こと、

である。

再処理事業部では保安検査の指摘事項を重く受け止め、アクションプランの作成および管理を行っているが、安全・品質本部ができなかったのは、「<u>安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認識の低さ」(要因(へ))</u>と、保安検査の指摘事項に対して重要性を認識し、他事業部の管理方法を共有、具体化するための「安全・品質本部の人材が不足していること」(要因(ホ))に起因するものである。

また、もう一つの要因として、

● <u>安全・品質本部が、本社組織として、事業部(再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部、燃料製造事業部)の品質保証活動を総括するプロセスを明確にできなかった(要因(マ))</u>こと、

がある。

これは、「安全・品質本部の品質保証活動の本社組織としての位置づけ(役割・責任)が不明確」(要因(ミ))であり、それを具体化する「安全・品質本部の力量(コアになる人材)が不足していること」(要因(ム))に起因するものである。

上記のとおり、繰り返し保安検査で指摘を受けたのは、安全・品質本部の「認識」、「力量」、「人材」が大きな要因であるが、さらにその背景には<u>「経営層の保安検査の指摘事項に対する認識が不十分」(要因(メ))</u>であり、また経営層が「人材の提供を適切に行えなかった」(要因(ホ))点もあった。

# 6.2 今回の事案の背景にある要因の整理

- 「6.1 今回の事案の背景にある要因」で示した要因を、「5.1 今回の事案の直接的な原因」で用いた視点(人、組織、仕組み)に、背景にある要因の特徴を踏まえ、風土・文化の視点を加えて、
  - 1)人(力量、意識、コミュニケーション)
  - 2) 組織(体制)
  - 3) 仕組み (プロセス)
  - 4) 風土・文化
- の4つの視点で整理した。

下表に整理した結果を示すとともに、あわせて以下の点を明確にした。

- 背景にある要因の抽出を網羅的に行った結果、直接的な原因に該当するものもあわせて抽出したことから、「5.今回の事案の直接的な原因と是正措置」との関係を整理し、是正措置によって対応すべき事項を明確にした。
- また、4) 風土・文化にかかる要因および1) 人にかかる要因のうちコミュニケーションに関するものは、直接的な原因に対する是正措置で今回の事案の原因に対する必要な対応は可能と考えるが、コミュニケーションは業務を実施する上での基礎となる重要な事項であり、今回の事案の発端である安全・品質本部、監査室はもとより、会社全体で継続的に取り組む課題であることから、「8. 会社全体で実施する継続的な改善活動」として実施することとした。

#### 【「是正措置等との関係」欄の凡例】

- : 次項「6.3 今回の事案の背景にある要因に対する取組み」として実施 するもの。

5章:「5. 2 直接的な原因に対する是正措置計画」に示す是正措置で対応可能なもの。"(一部)"とあるものは、5. 2の是正措置と6. 3の取組みで実施する。

8章:「8.会社全体で実施する継続的な改善活動」として実施するもの。

背景にある要因	視点	是正措置等との 関係
(ア)安全・品質本部長は自分の考えを理解してもらうため のアクションを起こしていない	4) 風土・文化	8章
(イ)安全・品質本部員は安全・品質本部長の考えを理解するアクションを起こせない	4) 風土・文化	8章
(ウ) 安全・品質本部員がスケジュールを優先するとの意識	1)人	_
(エ)安全・品質本部員が未完了とした項目は継続的改善で 実施すればよいという思い込み	1) 人	_
(オ)  ▶ 評価書の審査・承認の過程で安全・品質本部副本部長、安全・品質本部長が、内容を十分確認しなかった ▶ RCAの9つの提言に対する活動には、安全・品質本部内の他のラインが実施する事項があったにもかかわらず、評価書の審査、承認の過程で、他のラインによるチェックが行われなかった	3)仕組み(プロセス)	_
(カ) 是正処置の完了条件が曖昧であった	3)仕組み(プロセス)	_
(キ)未完了の改善活動に対するアクションプランが不明確	3)仕組み(プロセス)	_
(ク)安全・品質本部の改善活動を自らチェック・フォロー する仕組みがない	3)仕組み(プロセス)	_
(ケ)安全・品質本部員が組織改正等の完了した事項をもって組織要因が除去できたとの思い込み	1) 人	_
(コ)安全・品質本部員が自ら定めた計画に従って業務を実 行するとの意識が不十分	1) 人	_

背景にある要因	視点	是正措置等との 関係
(サ) 安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認識 の低さ	1)人	_
(シ) 安全・品質本部員は、安全・品質本部長の認識を質せない	4) 風土・文化	8章
(ス) 安全・品質本部で認識を共有できていない (コミュニケーション不足)	1)人	8章
(セ)監査室が評価書の位置づけを明確にしないまま押印をした	1)人	_
(ソ)監査室が個別計画書(案)に基づき作成した検証要領を用いて実施した	3)仕組み(プロセス)	5章
(タ)監査室が検証に使用するチェックシートの内容を、安全・品質本部が作成した整理表に基づき修正した	3)仕組み(プロセス)	5章
(チ) 監査室が検証の本来の目的に対する認識が不十分	1)人	_
(ツ) 監査室の人材不足	2)組織(体制)	5章 (一部)
(テ) 個別計画書の替わりに評価書が作成されたことに気が ついたが、監査室内で共有できなかった(コミュニケ ーション不足)	1)人	8章
(ト) 監査室の独立性の確保ができない構造	2)組織(体制)	5章 (一部)
(ナ)監査室の検証が9月末までという限られた時間の中で 行われた	1)人	_
(ニ) 全社対応委員会の位置づけが不明確	3)仕組み(プロセス)	5章
(ヌ) 全社対応委員会のフォローアップの仕組みが不十分で あった	3)仕組み(プロセス)	5章
(ネ)全体計画書における計画(5W2H)が不十分	3)仕組み(プロセス)	_
<ul><li>(ノ)</li><li>安全・品質本部のマネジメントレビューへのインプットが適切でなかった。</li><li>マネジメントレビューに対する社長への事前説明においても、インプットが適切でなかった。</li></ul>	3)仕組み(プロセス)	5 章
(ハ) 安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認識 の低さ	1) 人	_
(ヒ)トップ自身の保安検査の指摘事項に対する認識が十分 ではなかった	1) 人	_
(フ)保安検査で提示している事業者対応方針に対する具体 的なアクションプランの作成および管理ができなか った	3)仕組み(プロセス)	_
(へ) 安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認識の低さ	1) 人	_
<ul><li>(ホ)</li><li>⇒ 安全・品質本部の人材が不足していること</li><li>→ 人材の提供を適切に行えなかった</li></ul>	2)組織(体制)	_
(マ) 安全・品質本部が、本社組織として、事業部(再処理 事業部、濃縮事業部、埋設事業部、燃料製造事業部) の品質保証活動を総括するプロセスを明確にできな かった	3)仕組み(プロセス)	5章(一部)

背景にある要因	視点	是正措置等との 関係
(ミ)安全・品質本部の品質保証活動の本社組織としての位 置づけ(役割・責任)が不明確	2)組織(体制)	5章
(ム) 安全・品質本部の力量(コアになる人材)が不足していること	2)組織(体制)	_
(メ)経営層の保安検査の指摘事項に対する認識が不十分	1)人	_

上記の整理により、今回の事案の背景にある要因は、以下のとおりとなった。

- 1)人(力量、意識)にかかる要因
- ①スケジュール優先の意識

(→ (ウ)、(ナ)に関連)

- ②品質マネジメントシステムの理解不足に伴う思い込み 組織改正等に伴い組織要因が除去された、RCA報告書の提言は継続的改 善で行えばよい等の思い込み。 (→ (エ)、(ケ) に関連)
- ③自ら定めた計画 (プロセス) を守る意識の不足  $(\rightarrow (\neg))$  に関連)

④保安検査に対する認識が不十分

(安全・品質本部員、安全・品質本部長、トップ・経営層)

 $(\rightarrow (\psi), (\wedge), (\vee), (\wedge), (\vee)$  に関連)

⑤業務目的に対する認識が不十分

(→ (セ)、(チ) に関連)

- 2)組織(体制)にかかる要因
- ①保安検査に対応するための人材が不足

保安検査で確認される事項の適切な整理、指摘を受けた場合の適切な計画 立案、計画を適切に実行しフォローできる人材の不足

(→ (ホ) に関連)

- ②安全・品質本部の力量(コアになる人材)の不足 (→ (ム)に関連)
- ③監査室を目的どおり機能させるための人材不足および独立性の欠如

(→ (ツ)、(ト) に関連)

- 3) 仕組み(プロセス) にかかる要因
- ①業務の目的を達成するための計画の立案が不十分(5W2Hが不明確) (業務目的の達成)
  - ✓ 安全・品質本部の保安検査指摘事項への対応方針のアクションプラン を作成・管理(チェック機能を含む)する仕組みが不十分  $(\rightarrow (\pi), (\pi), (\pi), (\pi), (\pi)$  に関連)

(不十分な計画)

✓ 全体計画

全体計画書の5W2Hが不明確

(→(ネ)に関連)

✔ 是正処置計画

是正処置の完了条件が不明確

(→ (カ) に関連)

②安全・品質本部が4事業部を総括するプロセス(実施事項)が不明確

(→ (マ) に関連)

# 6.3 今回の事案の背景にある要因に対する取組み

今回の事案の背景にある要因に対する取組みの整理表を添付資料-9に、これらの取組みに対するアクションプランを添付資料-10に示す。

# 6.3.1 安全・品質本部の取組み

- (1) 品質保証活動に係る人材の充実【1)人にかかる要因①、②、③、④、
  - 2)組織(体制)にかかる要因①、②に対する取組み】

安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図るとともに、 品質マネジメントシステムにかかる力量の向上を継続的に図っていく。具体 的には以下の4点を実施する。

#### ● 要員の強化

安全・品質本部内の安全・品質計画部と安全・品質管理部にまたがっていた品質保証機能を品質保証部として集約し、品質保証活動のコアとなる人材を集中した。引き続き品質保証に係る要員の強化を図る。

(2017年4月に要員強化の完了予定)

● 品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上

安全・品質本部の管理職および品質保証部門の関係者など、従来よりも対象範囲を拡大し、「IS09000 審査員コース」の研修を計画し、継続的に実行していく。

(2017年3月より研修開始(以降、継続))

● 保安規定要求事項に関する教育の実施

安全・品質本部員に、自らが担当する業務が、保安規定のどの要求事項に基づいているのかを確実に理解させるため、保安規定に係る教育を 実施する。

・保安規定の要求事項と自らの業務との関係について理解向上させる ことを目的に、安全・品質本部標準類と4事業部保安規定との整理 表を活用した教育を実施する。 ・上記整理表の充実を図り、教育ツールとして活用する。

(2017年3月より教育開始(以降、継続))

● 5W2Hを意識した業務管理能力の向上

品質保証活動に従事する安全・品質本部員に対し、5W2Hを念頭において、実務の中で社外専門家による実践的研修を実施する。

(2017年4月より研修実施(以降、OJTにより継続))

なお、上記取組みのうち、品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上については、全社の品質保証に係る業務に関係する要員に対して、水平展開を図る。(「8.会社全体で実施する継続的な改善活動」参照)

(2) 安全・品質本部員の心得の制定と徹底【1)人にかかる要因③、⑤、2) 組織(体制)にかかる要因②に対する取組み】

安全・品質本部員が自らの業務遂行にあたっての拠り所として「安全・品質本部員の心得」を制定し、浸透させる。本心得は7つからなり、日常的に安全・品質本部員が品質マネジメントシステムの重要性を認識した活動が行えることを目的とする。

- 役割、責任の認識(社長の目、耳、手となって全社の品質マネジメントシステムの改善に繋げる役割を強く認識)
- ルールを守る、記録を残す(自ら定めたルールの遵守が仕事の基本であることを強く認識、意思決定に際して的確に記録を残すことを徹底)
- タイムリーかつ確実な報告(社長へのインプットがタイムリーかつ確実になされるよう細心の注意を払う)
- 自らを高める(全社の品質マネジメントシステム改善の牽引役になる ことを目指して自ら学習し実践)
- コミュニケーション(各事業部とコミュニケーションを密にし、品質 保証活動における課題の共有と水平展開を図る)
- 健全な懐疑心と発言する勇気(組織・役職を問わず、おかしいと感じたことは相談・発言する勇気を持ち、議論する姿勢を決して失わない)
- 5W2H(5W2Hを意識した業務の計画、実践)

(2017年2月 制定済)

(3) 重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立【1)人にかかる要因④、3)仕組み(プロセス)にかかる要因①、②に対する取組み】

保安検査での指摘事項に対する対応も含め、重要度・緊急性を踏まえた 業務管理が十分にできていなかったことの反省に鑑み、安全・品質本部で 所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務を見える化することにより、計画的・組織的な業務管理を徹底する。具体的には以下の3点を実施する。

◆ 本部内の品質目標の策定・変更にあたっては、重要度・緊急性に応じた分類を考慮する。

(2017年4月からの2017年度品質目標に反映)

● 策定した重要度・緊急性の高い品質目標は、四半期に1回、本部長によるレビューを行い、進捗管理および変更管理を実施する。

(2017年4月策定時にレビュー実施(以降、四半期毎に実施)

● 品質目標は、執務室内に掲示するなどの「見える化」を行い、月1回の頻度で進捗状況を本部内幹部と議論し、課題を本部員と共有するとともに、ショートスパンでのPDCAを回す仕組みを導入する。

(2017年4月より運用開始(以降、毎月実施)

(4) 安全・品質本部の不適合ルールの見直し【3) 仕組み(プロセス) にか かる要因①】

今回の事案においては、不適合管理において5W2Hが明確になっていなかったため、何をもって是正処置を完了とするかの共通認識が形成されていなかった等、不適合管理上の課題が明確となった。この点を踏まえ、手順の見直し等以下の3点を実施する。

(2017年3月 不適合ルールの見直し完了)

▼ 不適合管理手順の見直し

不適合処置・是正処置・予防処置の各段階における対応に必要な情報 が確実に明記されるよう 5 W 2 H を意識した様式に変更するなど、不適 合管理手順を見直す。

▼ 不適合の重要性に係る確実な識別

不適合管理票にグレード分け(法令、保安規定、その他要求事項)を 導入する。この際、保安上重要な不適合については、件名毎に保安規定 との関連が明確になるような見える化を行う。

● 不適合WGの設置

不適合WGを設置し、保安上重要な不適合については、本部長を含め 是正処置の妥当性、進捗管理を実施する。

(5) 全体計画の改正ならびに個別計画の策定および実行【3) 仕組み (プロセス) にかかる要因①】

安全・品質本部は、本来のRCA報告書における9つの提言の要求事項

に対して5W2Hを意識した全体計画書の改正および個別計画書を策定したうえで、個別計画書に基づく是正活動を実行する。

全体計画書の改正および個別計画書の策定にあたっては、これまでの安全・品質本部と濃縮事業部の改善計画を取りまとめた全体計画について、個々の取組みを明確にするために、それぞれの改善計画に分割し、再整理する。その際に、安全・品質本部の改善計画には、RCA報告書から導かれた9つの提言に12月9日に提出した事業者対応方針における是正処置と本報告書に基づく改善計画を加え、共通事項を整理して抜けなく実行できる全体計画として再策定し直し、これを個別計画に反映し確実に実施する。(2017年3月全体計画書改正、4月より順次対策実施)

### 6.3.2 監査室の取組み

(1)監査室の役割、責任および権限の徹底【1)人にかかる要因①、⑤、3) 仕組み(プロセス)にかかる要因①に対する取組み】

監査室の役割、責任および権限を明確にする。そのうえで、監査室員一人ひとりが自らの役割、責任を認識し、それを徹底することで適切な業務プロセス(監査)が実施できるよう、以下の3点を実施する。

● 責任と権限の再確認

品質保証標準類で規定されている監査室の責任と権限について、要求 事項を整理し確認する。

(2017年3月 再確認)

監査室員の心得(仮称)

上記の確認結果を踏まえて、監査室の役割を明確にするとともに「監査室員の心得(仮称)」を策定し、監査室員に再確認させるための教育を行う。

(2017年3月 教育実施)

● 業務目標の設定

業務目標に監査室員一人ひとりの役割および責任を明確に設定する。 (2017 年 4 月 設定)

(2)監査室員の力量向上【1)人にかかる要因⑤、2)組織(体制)にかかる要因③、3)仕組み(プロセス)にかかる要因①に対する取組み】 監査室員が、品質マネジメントシステムの本質を正しく理解し、監査に必要な力量を確保できるよう、継続的に力量の向上を図っていく。このため以下の2点を実施する。 ● 品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上

監査は客観的な事実に基づく行為であるという品質マネジメントシステムの基礎を再教育する。このため、全監査室員に「IS09000 審査員コース」の研修を計画し、継続的に実践していく。

(2017年3月計画策定/研修開始(以降、継続))

● 監査に必要な力量の向上等

監査室員が内部監査について、品質マネジメントシステムの専門家から現地指導を受ける。また、監査室の役割を明確化した上で、必要な社内人材を確保する。

(2017年3月検討、2017年4月人材の確保予定)

### 7. 是正措置等の実施状況の確認

全社対応委員会を「安全・品質改革委員会」として改組し、今回の事案の「是正措置」および「背景にある要因に対する取組み」の実施状況や、当社全体の品質保証活動の実施状況を確認し、経営として観察・評価して、取組みが弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかを審議する。審議結果を受けて、社長は必要な指示・命令を行う。

(2017年3月 設置予定)

当該委員会は、社長を委員長とし、各事業部長、各本部長および要員、組織、 予算等の担当執行役員を委員とすることにより、経営層自らが当社の品質保証 活動への関心・関与を高め、品質保証活動の「改革の促進」に必要なリソース を適切に配分することも目的とする。

なお、当該委員会は、今回の事案の「是正措置」あるいは「背景にある要因に対する取組み」の実施状況を確認するという目的に鑑み、会議体として保安規定に取り込むこととし、今後必要な許認可手続きを実施する。

また、上記の活動に対して評価、助言を行い、全社の改革活動をより促進させることを目的として、社内および社外の委員で構成する「安全・品質改革検証委員会」を設置する。「安全・品質改革検証委員会」による是正措置実施状況の評価結果は、適時公表する。

(2017年4月 設置予定)

### 8. 会社全体で実施する継続的な改善活動

今回の事案により、当社は、今一度組織として業務を実施するうえでのコミュニケーションの重要性を認識した。このため、今回の事案の発端である安全・品質本部や監査室はもとより、会社全体で日頃から良好なコミュニケーションが図られ、風通しよく、やりがいのある職場風土を醸成していくための取組みを実施する。

また、今回の事案の水平展開として、品質保証に係る業務に関係する要員に対して品質マネジメントに係る教育を実施する。

なお、本改善活動についても、安全・品質改革委員会で確認していく。

### (1) 安全・品質本部、監査室における継続的な改善活動

● 職場風土改善の理解と実践のための社外講習の受講(本部長・室長) 組織トップである本部長および室長が、職場風土改善を自ら推進していくために、職場風土改善の理解と実践に役立つ社外専門家による研修を受講する。

### ● 対話活動の促進

社外専門家による本部員、室員を対象としたコミュニケーション研修を実施する。また、部単位またはグループ単位で品質目標を見える化(共有)し、担当者と幹部との間で進捗等の確認、議論を行うことで、担当者が感じている問題点等を共有し、組織としての解決に繋げるとともに、コミュニケーションを活性化させる。

### (2) 会社全体における継続的な改善活動

● 職場の業務課題と風土課題を見える化する仕組みの導入

部下が自らの仕事の意味・目的・価値を理解し、確固たる軸をもって 上司に進言できるよう、個々人の業務目標の取組み状況を組織内で共有 し話し合える職場風土を醸成することを目指し、見える化の仕組みを導 入する。

また、全社員を対象とした風土課題に関するアセスメントを実施し、 結果を社内に共有することで、社員が職場風土の現状と課題を認識し、 自ら改善しようとする意識を醸成する

● 部下の問題への気づきとそれを伝達する行動を褒める、習慣化させる ための研修の実施

部下の気づきや意見の吸い上げ、それらを慎重に確認するための議論から最終決断に至るプロセスのあるべき姿を整理するとともに、本件のような管理職のふるまいが大きな問題につながった社内外の実例を調

査する。これらをもとに研修カリキュラム(ケーススタディ)を作成し、 管理職候補者研修、新任管理職研修のプログラムに加え、教育を行う。

### ● 対話活動の促進

役員同士、各部門トップと部下、部門間(事業部・本部等の混合)で職場における課題等に関して話し合うことにより、部署や役職を越えたコミュニケーションを習慣付ける。

 ● 幹部のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施 被評価者(幹部)の「明確な指示」、「部下の意見への傾聴姿勢」等の コミュニケーション力や日頃の言動等について、上司、部下、同僚が評価を行う。さらに本結果を集計・分析し、被評価者の課題を抽出したう えで、フィードバックとトレーニングを実施する。

### (3) 今回の事案を踏まえた水平展開

今回の事案に鑑みると、当社の各事業部の保安活動に関与する組織の管理職(課長以上)および品質保証部門の関係者が、品質マネジメントシステムの本質を正しく理解することが必要である。このためには、これら関係者の品質保証活動にかかる力量向上を図っていくことが重要であり、以下を継続的に実施する。

- 経営層は、速やかに、品質保証の専門家による合宿形式での集中講義 を受講する。
- 品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上

各事業部の保安活動に関与する組織の管理職(課長以上)および品質保証部門の関係者など、従来よりも対象範囲を拡大し、「IS09000審査員コース」の研修を計画し、継続的に実践していく。これに加え、将来の核となる人材を、先進的な電力会社に派遣し、マネジメントレビュー、監査、業務計画・管理などを実践的に学ばせる機会を創出する(今後調整)。

また、社外の専門家等からなる以下のグループによる実務の観察および助言を受け、改善活動の実効性を高める。

- ① 「安全・品質保証アドバイザリーグループ(仮称)」(監査、品質目標策定、マネジメントレビュー等)
- ② 「職場風土アドバイザリーグループ(仮称)」(職場風土改善活動)

### 9. まとめ

今回の報告徴収命令は、当社の品質マネジメントシステムが機能しなかった という重大な問題に対してなされたものであり、経営の最重要課題として、全 社をあげて是正措置等を迅速かつ確実に実行していくとともに、会社全体とし て実施する継続的な改善活動も進めてまいります。

まずは、社長自身が、このようなことが起きたことを痛切に反省し、「「安全・品質」の向上は最大の経営課題」、「たゆまぬPDCA」、「職場風土の改善」というコミットメントを宣言し、社員の先頭に立って安全・品質の向上に邁進し、再発防止を徹底して行くことを誓いました。また、これらを「安全・品質宣言」として、以下の内容を全社員に示しました。

### 1.「安全・品質」の向上は最大の経営課題

安全・品質は事業推進の基礎であり、その向上は当社第一の経営課題であります。私は、常にその現状を直視すること、課題を把握することに最大限の注意力と能力を傾けます。安全・品質向上を達成する基盤づくりとして、経営資源の適切な投入、一人ひとりの力量向上に取り組みます。また、私自身が品質マネジメントシステムを学び直し牽引役としての力量を向上させます。

### 2. たゆまぬPDCA

私は、社員の先頭に立って、全社的に品質マネジメントシステムを浸透させ、 たゆまぬ PDCA をまわし安全・品質の向上に取り組みます。その際、井の中の 蛙に陥らないよう外部の知見・経験を積極的に学び取り入れていきます。

### 3. 職場風土の改善

私は、一人ひとりが、自らの課せられた仕事の意味、目的、価値を理解し、 自由に上司、先輩、他組織に疑念や意見を言い合える壁のない職場、一人ひと りの気づきを組織として共有する職場をつくっていきます。

さらに、これらの取組みについては、安全・品質改革委員会等により確認し、 必要な指示・命令を行うこと等で確実に進めていく体制を構築します。

また、今回の事案を契機に、改めて、品質方針、行動基準等の遵守についても、社員への徹底を図ってまいります。

以上

### 報告徴収命令を受けるに至った経緯

### ① 平成27年度第3回保安檢查(2015年11月16日~同20日)

### 指摘事項

濃縮事業部は、自らの保安活動に対し、法令や事業許可申請書で担保した事項等について、適切に遵守されているかどうかをチェックし、改善する機能が欠落若しくは機能不全に陥っていると考えられる。このため、自ら掲げた品質方針に沿った保安活動が実施できるよう、日本原燃株式会社として改善を検討するための体制を整え、早期に改善を図ること。

### 事業者対応方針

社長をトップとするとともに、全社の品質保証体制を管轄している品質保証室長を社長の補佐とし、第三者的な観点でのチェック機能を持たせることとし、再処理事業部及び埋設事業部を参画させ、濃縮事業部が自らの保安活動に係る改善する機能が欠落若しくは機能不全に陥っている状態を補完する。

### ② 平成27年度第4回保安検査(2016年2月15日~同26日)

### 指摘事項

- 以下の事実が確認された。
  - 事業者自ら掲げた改善方針に沿った取組みがされていないこと。特に改善の主体となるはずの品質保証室長に主体性がなく、濃縮事業部の保安活動をチェックする機能を担う体制になっていなかった
  - 濃縮事業部は、自らの保安活動を改善する機能 が欠落若しくは機能不全に陥っている状態に もかかわらず、独自の改善計画を策定し、品質 保証室のチェックを受けることなく対応して いた。
- 品質保証室長は、今後、必要な改善が適切に実施できるよう不適合管理を行うこと。その上で、主体性を持って、濃縮事業部の改善を検討するための体制を整え、現場の実態を十分に把握、根本原因分析等を実施し、必要な改善を早期に行うこと。また、今後、実効性のある保安活動が実施できるよう、品質保証システムの再構築を行うこと。

### 事業者対応方針

- 品質保証室は、全体を俯瞰し、取り仕切るべき 品質保証室に主体性がなかった等により濃縮事 業部の保安活動を適正化するために必要な改善 活動を行うことができていなかったことに対し 不適合処理を行う。
- 改善活動を実行するための全体計画を早急に策定し、全体計画に基づき、個別の対応に係る具体的な計画を整備する。
- これら全体計画等の策定にあたっては、品質保証室が全体方針を示すとともに、再処理事業部及び埋設事業部が参画し、検討を行う。
- 個別の対応に係る具体的な計画の整備において、濃縮事業部自らが検討する必要があるものは、濃縮事業部がドラフトを作成し、品質保証室、再処理事業部および埋設事業部がその内容をチェックする。
- 前述の改善を実施したうえで、これまで保安検査で指摘を受けた事項に対して必要な対応を行うが、前述の活動と並行して濃縮事業部の保安活動の適正化を図るために必要な事項について、濃縮事業部がそれぞれの方針案を作成し、品質保証室がチェックすることにより、改善を早期に行う。

### (補足)

- 平成27年度第4回保安検査では、第3回で約束した品質保証室の補完活動に対し、品質保証室が主体的に活動できていないこと、濃縮事業部の問題点を改善するための計画に対して品質保証室のチェックがなされていないこと等から事業者が約束したとおりの活動が実施できていないとの指摘を踏まえ、品質保証室による補完活動に係る全体計画を策定し、活動を実行すると約束した。
- この際に、品質保証室による補完活動を特別な対応とし、補完活動に係る活動の主旨、体制、濃縮事業部が作成する個別計画を品質保証室等がチェックするなどの業務の仕組み等を定めた全体計画と品質保証室の個々の課題を解決するための業務の計画である個別計画による対応プロセスを作成した。
- また、当該検査での指摘に対し、品質保証室に潜在する組織要因を特定するため根本原因分析を 行うことを約束した。

③ 平成28年度第1回保安検査(2016年5月16日~同20日)

### 指摘事項

- 品質保証室は、濃縮事業部に人員を駐在させる 等、改善に向けた取組はしているものの、事業 者自ら示した対応方針の趣旨を十分理解してい なかったため、本来実施すべき濃縮事業部の保 安活動を補完する活動が適切に実施できていな
- ●上記のことから、日本原燃株式会社として、濃縮事業部の保安活動の適正化や安全確保のために必要な事項に関して、現場確認や各種会議体を通して細部に渡って指導する等、改善のための活動を品質保証室に手聞を惜しませず実施させ、本来実施すべき活動を着実に進め、早期に濃縮事業部の保安活動の適正化を図ること。

### 事業者対応方針

- 品質保証室として、濃縮事業部の保安に関し、本来実施すべきであった安全パトロールなどの現場確認や濃縮安全委員会・CORAP会合・不適合等検討会等の会議体への参画を通じて、本質に従って保安活動がなされているかをは、式や文章表現のチェックといった視点で、業務の内容に踏み込んでチェックし、、農なが必要な場合には適切に指導することで、濃縮事業部の保安活動適正化に向けた活動を実行する。
- 事業者対応方針で示した内容の本質を品質保証室として十分に認識できていなかったことを踏まえ、この活動を適切に遂行するため「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会」の助言を得た上で、業務の計画を「現在も行っている濃縮事業部の保安活動に対して、補完する活動を実行するための計画」である全体計画で明確にする(全体計画の改正)。
- さらに、上記活動を品質保証室員が実施できるよう以下を実施する。
  - 補完する活動を実行するための計画やその業務実施に必要なスキルを確保するための教育を実施する。
  - 濃縮事業部に要員を駐在させることで濃縮事業部の保安活動をチェックすることを今後も実施するが、この要員だけに活動させるのではなく、駐在した要員と品質保証室員の間で改善すべき課題等に対する対処方針等の議論を密に実施できる体制を整備する。
- ④ 平成28年度第3回保安検査(2016年11月7日~同12月9日)

### 指摘事項

- 濃縮事業部の保安活動に係る補完活動の主体である安全・品質本部がその役割を果たしていないことが確認された。
- 安全・品質本部の機能不全に対しては、根本原因分析が実施され、社長直轄の臨時組織から改善提言がされていた。今回の保安検査において、前記改善提言に対する安全・品質本部の対応状況を確認したところ、以下の不適切な事項が確認された。
  - 安全・品質本部は、改善を行う必要があるにも係わらず、改善提言に対する改善は、既にできていることから、改善計画に沿った実施の必要性はないとする事実と異なる評価結果をまとめたこと。
  - 当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打ち合わせによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等もないこと、また、日本原燃㈱が掲げた業務プロセスに沿っていないこと等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであること。
  - また、当該評価結果をもって、安全・品質本部の機能不全に係る不適合管理の是正措置を完了する とともに、その旨を平成28年度第2回のマネジメントレビューにインプットしていたこと。

### 事実関係の調査、原因の究明および是正措置計画案の検討体制

本報告に係る原因究明および是正措置計画の策定のため、社長をトップとし、「事実関係調査チーム」と「是正措置委員会」を設置した。

### (1) 事実関係調査チーム

設置の目的:調査計画立案、エビデンス調査、関係者へのヒアリング調査および調査結果報告書の作成

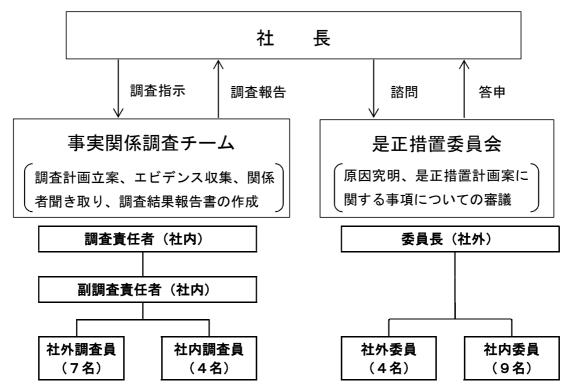
### (2) 是正措置委員会

設置の目的:原因究明および是正措置計画案の検討

上記検討体制は、「事実関係調査チーム」については、社内および社外の調査員で構成し、エビデンス調査を行い、その後、エビデンスに基づいて関係者へのヒアリング調査を行った。ヒアリング調査は客観性、厳格性を期すために社外調査委員(弁護士)を主体とし、品質保証の専門家も同席した。また、「是正措置委員会」は、社長の諮問機関として、社外有識者(八戸工業大学前学長)を委員長として社内外の委員で構成した。

### (3) 体制図

上記検討体制の体制図を以下に示す。



### (4) 事実関係調査チームメンバー

·調查責任者 遠藤 卓実 経営本部副本部長 (企画·人事)

· 副調查責任者 小田 英紀 経営本部副本部長 (事業戦略、経理、国際業務)

· 社外調查員 吉原 朋成 弁護士·岩田合同法律事務所

泉 篤志 弁護士・岩田合同法律事務所

清瀬 伸悟 弁護士・岩田合同法律事務所

粉川 知也 弁護士・岩田合同法律事務所

藤原 宇基 弁護士・岩田合同法律事務所

大森 滋 株式会社 L.M. J ジャパン 主任講師、ISO9001:2015 解説コース他担当

西澤 義雄 株式会社 L.M. J ジャパン 主任講師・QS9000 コース担当

・ 社内調査員 経営本部管理職を中心とした社員

### (5) 是正措置委員会 委員

•委員長 藤田 成隆 八戸工業大学前学長、名誉教授、工学博士

・社外委員 名取 俊也 弁護士・大江橋法律事務所

中西 晶 明治大学教授、博士(学術)

本田 一明 一般社団法人原子力安全推進協会 執行役員・システム基盤部長

大森 滋 株式会社 L.M. I ジャパン 主任講師、ISO9001:2015 解説コース他担当

• 社内委員 津幡 俊 副社長執行役員(幹事)

酒井 和夫 経営本部長

髙瀬 賢三 地域・業務本部長

横村 忠幸 濃縮事業部長

小栗 第一郎 埋設事業部長

村上 秀明 再処理事業部長

大枝 郁 燃料製造事業部長

遠藤 卓実 事実関係調査チーム調査責任者

小田 英紀 事実関係調査チーム副調査責任者

・オブザーバ 小野田 聡 電気事業連合会 専務理事

中村 民平 一般社団法人原子力安全推進協会 テクニカルアドバイザー

西澤 義雄 株式会社 L.M. J ジャパン 主任講師・QS9000 コース担当

### 事実関係調査で得られた事実等

(1) 2016年6月30日:組織改正時および2016年7月27日:品 質方針ガイドライン改正時

### ○組織改正

- ・ 安全・品質本部に関する組織改正は、会社全体の社長のガバナンス 強化の中で社長が管理しやすい単位への組織の再編、すなわち組織 の大くくり化の一環として行われたもので、必ずしも、その時点で の品質保証室の課題に対応することを主目的としたものではなかっ た。(エビデンス調査)
- ・ 組織改正は課題解決の主目的ではなかったが、社長は、当時の品質 保証室の問題に対して、「組織的強化が図られたこと」、「日頃の言動 から、厳格な品質保証に対するリーダーシップを期待できる副社長 が責任者に就任したこと」から、組織的な改善を進めてもらえるこ とへの強い期待と信頼をもった。(ヒアリング調査)

### ○品質方針ガイドラインの改正

- ・ 「2. 法令およびルールを遵守する」に下線部を追記した。「<u>法令、</u> 規制当局との約束、社会との約束及び社内ルールを遵守し、企業倫 理に反することなく業務を遂行する。」(エビデンス調査)
- (2) 7月28日: RCA報告書(改正1)の承認
  - ・RCA 報告書は旧品質保証室と関係しない要員で作成された。この RCA 報告書に対する承認者は安全・品質本部長(分析実施時は副社長執行役員の立場)であった。(エビデンス調査)
  - ・根本原因分析の実施結果では、3つの組織要因とそれを改善するための9つの提言(\*1)が報告された。(エビデンス調査)
    - \*1:3つの組織要因は問題が発生した組織的な原因であり、それを除去するための対策が9つの提言である。
- (3) 8月19日:第12回全社対応委員会(全体計画書の改正案と9月30日 に検証の終了を示したスケジュール等を付議)
  - ・「濃縮事業部保安活動適正化の今後の活動について」として、安全・品質本部員から以下の内容が記載されたスケジュールが説明された。(エビデンス調査)

- ▶ 安全品質本部による改善活動を実施するための個別計画を8月末までに制定、その後対策を実施し、9月末に対策を完了する。
- ▶ 上記と同じタイミングで検証を実施し、9月末に検証を完了する。
- ▶ 9月末以降は、通常の活動として、QMSとしてのチェック(マネジメントレビュー、内部監査等で確認)に移行
- ・安全・品質本部から全体計画書の改正案が提示され、この中で、検証は「安全・品質本部」と「監査室」が連携して行うことが提案された。本 提案に関し、委員から「検証の主体は監査室とする」よう助言があった。

### (4) 9月6日:第13回全社対応委員会(個別計画書の案等を付議)

- ・ 安全・品質本部は、RCA報告書の9つの提言への対応を示した個別計画書(案)を説明したが、安全・品質本部長が説明を途中で打ち切った。 (エビデンス調査)
- ・ 安全・品質本部長は、「R C A は旧品質保証室に対して実施したもので、 安全・品質本部に対するR C A ではない。すでに7月に組織改正があって新しい組織で改善のための項目を明確にして改善の計画をきちっとかけること」と指示(※2)した。(エビデンス確認)
  - ※2指示の理由:全社対応委員会は助言を行う組織であるが、安全・品質本部長の助言は安全・品質本部を所管する立場であり、助言でなく実質的に指示とみなされる。また、安全・品質本部長は、監査室担当執行役員ではないものの、担当取締役との立場であり、本人が監査室も管理・監督する責任があると認識していたことから、実質的には指示となっていたと考えられる。
- ・ また、安全・品質本部長は、「旧品質保証室には監査もいて、監査のところにも対策としてやらないといけないことが関係しているので、その部分も整理してやるべき」とのコメントをし、監査室も同様に考えた。(エビデンス調査、ヒアリング調査)
- ・ 安全・品質本部副本部長からは、「一回、こうゆう改善策の計画書をかけたということだけは実績として残させていただいてご意見を伺ったものを踏まえて、改訂するという形にしたいと思う。」との発言があった。(エビデンス調査)
- ・ 社長は、「提言に対して実施する対策の内容を具体的に示し、時間をかけて議論する必要がある」とコメントした(本発言は議事録に記載されておらず、また、全社対応委員会ではコメントリストがなかったこともあり、本発言がフォローされることはなかった)。(エビデンス調査)

- ・ 安全・品質本部長は、以上の件は早急に整理するよう安全・品質本部員 に指示した。
- (5) 9月6日~14日:全社対応委員会での助言を受けた対応を実施
  - 9月6日、7日、13日に安全・品質本部長の部屋で打合せが行われ、 8日、9日には関係者間でメールによる資料のやり取りが行われた。(ヒアリング調査)

### (9月6日)

- ・安全・品質本部長は、第13回全社対応委員会後に、全社対応委員会での自身のコメントを具体的かつ速やかに実行する必要があると考え、安全・品質本部の安全・品質本部管理職B、安全・品質本部員Cを自らの部屋に集め、打合せを行った。そこには、監査室管理職A、監査室管理職B、監査室員Cも同席していた。安全・品質副本部長は他のトラブルの対応のため同席しなかった(ヒアリング調査)。
- ・安全・品質本部長との打合せを終え、執務室に戻った上記要員に、安全・ 品質本部副本部長が加わり、安全・品質本部長の指示を実現すべく打合 せを行った(ヒアリング調査)。

### (9月7日)

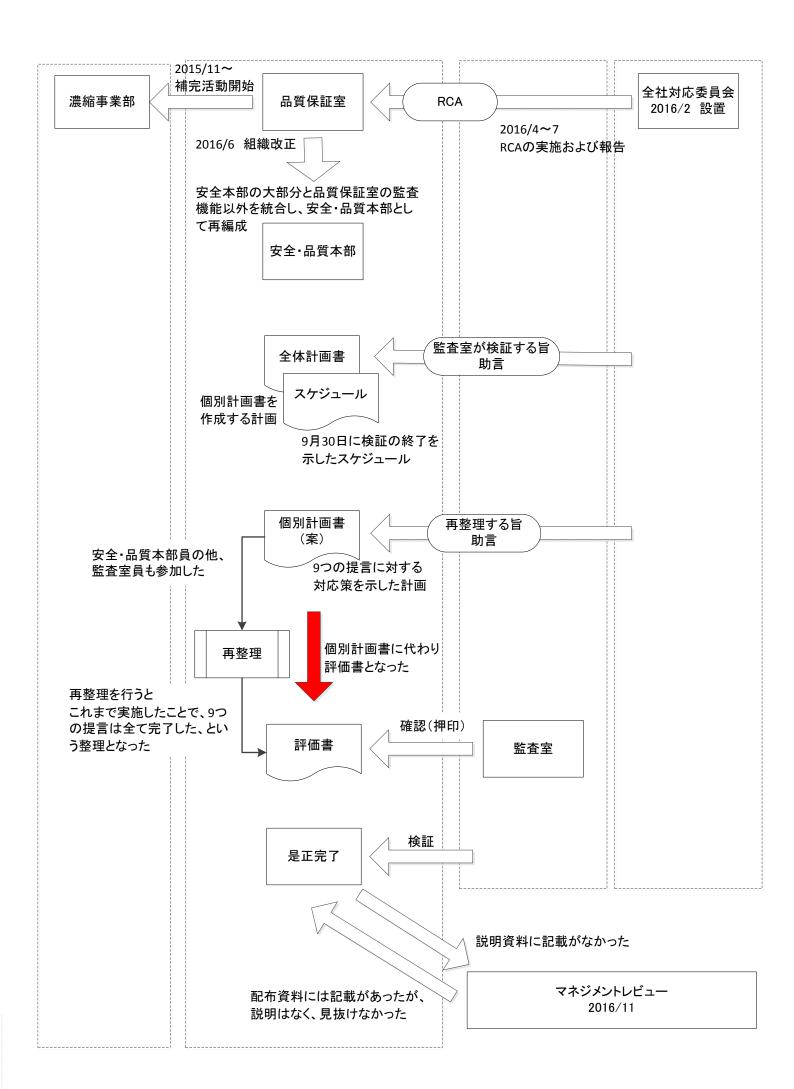
- ・作成した整理表は、3つの組織要因とその要因を除去するための9つの 提言について対策の完了・未完了を示すものであった。この結果、「リソ ースの配分と権限強化は組織改正で完了」、「業務計画の策定は全体計画 の見直しおよびその内容の教育で完了予定」、「業務の計画に係る標準類 の見直しは品質方針ガイドラインの改正で完了」としたが、それ以外の 項目は、実施する内容と完了目標時期が示されることとなった。なお、 完了時期が一番遅い項目は、11月末完了とした。(エビデンス調査)
- ・整理表をもとに安全・品質本部長と打合せを行った。安全・品質本部副本部長、安全・品質本部管理職A、安全・品質本部管理職B、安全・品質本部員C、監査室管理職A、監査室管理職B、監査室員Cが同席した。 監査室長は不在であった。(ヒアリング調査)

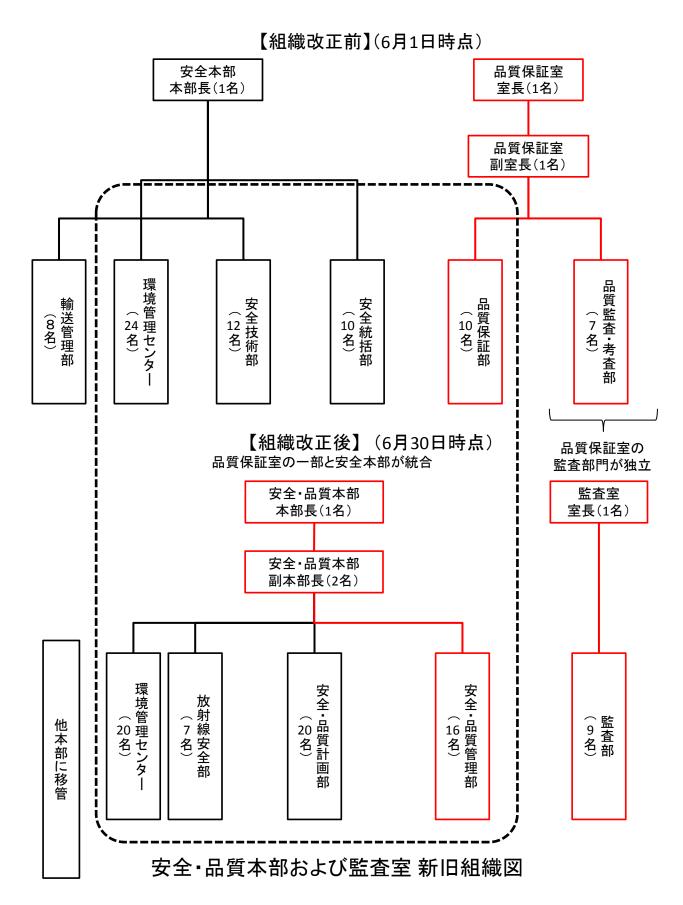
### (9月13日)

・9月13日に再度整理表を使って安全・品質本部長に説明した際、更なる改善としていたPIの設定についても通常業務(継続的改善)で実施していけばよいのではないかとの意見が結論になり、それを整理表に反映することとした。(ヒアリング調査)

- ・それを踏まえ整理表を見直した結果、3つの組織要因に対して改善がすべて完了する形の整理表となった。(ヒアリング調査)
- ・監査室管理職Bは、6日、7日の打合せは同席したが、8日、9日は出席していなかった(外出)。最終的な整理の結果は、14日の評価書でしか知り得なかった。(ヒアリング調査)
- (6) 9月14日: 個別計画書に替わる評価書を作成し、安全・品質本部内で 上申
  - ・ 作成した評価書は、「組織要因①、②、③に対する対策は既に実施されている。このことから、旧品質保証室に対する提言は組織改正等により改善が図られていると評価する」として、原因の除去が完了したという主旨の評価となった。(エビデンス調査)
  - ・ 「今後は更なる改善を図るため、品質目標に取り込む等、品質マネジメントシステムを活用し、継続的改善を図っていく。」との記載はあるが、 具体的な改善内容の記載はなかった。(エビデンス調査)
  - 評価書は、安全・品質本部による承認と監査室による確認がなされた。(エ ビデンス調査)
- (7) 9月30日: 2015 年度第4回保安検査および2016 年度第1回保安検査 に関わる不適合管理の是正措置を完了
  - ・ 安全・品質本部はRCAの結果に基づく組織要因に対して改善されたとして是正処置を完了とした。是正措置は、評価書の内容をもとに記載した。(エビデンス調査)
  - 是正措置計画において処置計画を作成するとの記載があったが、RCAで 提言された改善策が是正の措置の計画に反映されていなかった。(エビデンス調査)
  - ・ 是正措置は、安全・品質本部員Cが作成、安全・品質本部管理職Bが確認、安全・品質本部管理職Aが審査、安全・品質本部長が承認した。(エビデンス調査)
  - ・ 安全・品質本部は、評価が取りまとまり、原因の除去が完了したという 主旨の評価書に対して、安全・品質本部長の承認を得て、是正措置を閉 めた。
  - 安全・品質本部長を除く全社対応委員会の委員は、評価書あるいは是正 措置完了にかかる委員会への報告がなかったことから、個別計画書が作 成されず、是正措置が完了した事実を知り得なかった。

- (8) 11月1日:安全・品質本部に対する 2016 年度第2回マネジメントレビューを実施
  - ・ 安全・品質本部のマネジメントレビュー資料は、「資料-1 マネジメントレビューへのインプット」と「資料-2 2016 年度 品質目標の達成 状況管理表」に分かれており、説明は主に資料-1 で行われた。(ヒアリング調査)
  - ・ 資料—1には、安全・品質本部が実施した一連の活動状況が記載されて おらず、評価書が作成され既に是正措置が完了していることを確認する ことはできなかった。(エビデンス調査、ヒアリング調査から導いた推測)
  - 資料-2には、是正措置が完了したことを示す記載があったが、マネジメントレビューの際に説明されることはなかった。(ヒアリング調査)
  - ・ 社長は、レビューに十分な時間をかけていないこと、全社対応委員会で個別計画の議論がされたのは1回のみで、時期としても2ヶ月程度前であったことから、一連の状況が資料に含まれていないことを指摘することはできなかった。(エビデンス調査、ヒアリング調査から導いた推測)
  - ・ 安全・品質本部のマネジメントレビュー資料は、安全・品質本部管理職 Bが作成、安全・品質本部管理職Aおよび安全・品質本部副本部長が審 査、安全・品質本部長が承認(安全・品質副本部長の代理印)したもの であった。(エビデンス調査)
  - マネジメントレビューは、安全・品質副本部長が説明を行った。(ヒアリング調査)





### 9月7日(本部長以下の打合せに用いた整理表)

CERLAND, JYAA	Riturbesiations .	STATE OF STREET				根本原因分析	の提賞を受けた対策	
	ian .		実施できていなかった事項	医浆準頂	安全・品質本部 (旧品質保証面の品別総括部門の解码を引き継ぎ)	対応方針	股資度 (旧品質保証室の監査部門の転換を引き継ぎ)	対応方針
制用単独のコ 連貫保証率は、社際のスクップ しての表示字項、仕長の時 なして、自社外のQMBの D C Aが成功に組まれてい ここの地域・道法・評価及び 上級へのインブット)を制理とし にか、他事業がへのかちも かる。最等を認可能としてい 立定地域がありた。となってい を記載地が起かてとれていなかった。	品質保証室の役割*(要 水事項)の適正化 (1)-1 社長のスタッフして の役割(際次事項)を実 行するためQM'Sを改善す る。	○各事業的の(NS件系統)、規制して いる事を押削するための監判・間定の 仕権や規則するため。 一名事業的の管理責任者が限してい るPDCAが認可である。 表達物に 認めれているかを事業が認める証明が の活動(例文14不改造的場合)を整 利、可能、FPM、研教と改善を提供 でした日本の人権限する。 「この仕組みの機能であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との規模であたっては、各 申求部の、品証明との、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本	ていることを押値する項目が不足していた。 でいた。 ・各事業的へ必要な改善を提出する仕組みが不足していた。	に協能していることを確認 するための設計、側方の指 標を設定し、各等業部の QM59施用、測定・評価 の地類を毎事政部へ処益 し改善を選挙する。		- PI設定: 年内	- 安全-高篇本書の在記話動社宗の典証	- ベンチマーク: 11月片 - PI設定: 年内
組模要例の】 影解解性変要は、社長のスタッ として名の解解を指摘する機 順度別が不足していたこと、及 が品質保証室員の適切なり ースの配分を社長に繋求して なかったことから、マネシメント ペニーなどの全社に置う原三		●各可原動のQMSを組結的に改領するための金社的運動が大法の改飾 するための金社的運動が大法の改飾 →各事動動のQMS还動を会界萬部 超型にペンチマーケル、改額が認られるような仕様が見る質が正常やとなって標案する。	の保安活動 (利、保全) の選携 が不足していた。	り (安全・品質本部 主 体)	・保証規定の無額等に各単規則となる。 過度本計の進即の仕録 か、信息等位記録後、全受規度・対理規制・開放制で、 協の適宜を有する部署部で開発交換できる作業会を設定し を作 る。 ・ は対抗振発協定え、「保定規定・対災機能計画検針WG運営 機利」および、自発保証組施金通営週間、及立正する。	- 連門阳始:10月	- 安全- 直覧本部の在日塔部北京の機能	- 仕組み作り: 9月末 - 適用開始: 10月
· 的女菜店中面周菜物扩 在使之40元。		のマネシントシステムが解析における が最初に実践であると、作文マネシントし とコーでの呼吸の仕組みを見鑑すると、 →マネジントシステムが環境、実出か フ等力かと力かを見鑑する仕組 本を出口端底が表する。具体的には、 ネジントレビューでマネジンドンステム の外別性を呼吸されたいるが変かった。 から が関係を存成したというであった。 して野猫さる仕組みを見ませます。 して野猫さる仕組みを見ませます。 して野猫さる仕組みを見ませます。	ママチジント・ピューの神の途の呼 個が不足していた。	・マネジントレビューの有 労性を評価する指揮(評 信器準)の角定	・機能の検定との適用は、「トップキタシント研る場所でネタメ ントスタム温度要用」と「安全・品質本館 トップマネジント接佐 要報」に定める。	映:6月30日実施済み ・振雄を用いた第1回マ 本ジントレビー:8月 8日実施済み		- 指棋設定: 6月30日 - 第1回マネジメントレ ピュー: 8月8日
	(1)-2 (1)-1を3時でするための監治検証室の体計整備のため、人材育成、リン・スのいか、品質保証室の体計整備のを事業動を指摘するための相対策(化を行なうこと、クル最の設定、教育計画の形定、キャリアパス等)		・全社や常明する基質保証をは、 での力量が不足していた。	・品質学証のエキスパート としての力量の母望	・投方。全社の品保資配割計の力度別員、収算力能について資 能之、同学さ、ビンデーの) ・金社を実可する安全・品資本部の質風に必要な力量を検討す ち。 ・力量を増加ための数等の実施計価と対応する。 ・力量を増加ための数等の実施計価と対応する。 ・中分PF/ズスローテーション仕組みを導入検討する。	・力量の設定、教育計 画の策定:9月20日	(1)JEAC4111、ISO9001を理解し、規格と対比させて当社の品質マネジメントシステムの根据が説明できること。 {2)品質回標達成のための計画の立案、実施、管理および評価。	- 運和開始: 6月30E
		<b>プリソースの配分</b>	・全社を挙引するためのリソースが 不足していた。	・安全・品質本部および監 管室へのリソースの再配分	・安全・品質本部ヘリソースを配分する。	・6月30日の掲憶改正 で実施済み	・政治室へリソースを認分する。	・5月30日の組織改立 実施済み
		②和吸引化	・品質保証室が持つ相関を行使し ていない。		・安全・品質本部の本部長を副社長にして権服強化を図る。	・6月30日の組製改正 で実施済み	・監査室を社長直属にして権超強化を図る。	・6月30日の組織改訂 実施済み
自核要因(3) 対保証室は濃縮事業部の を交送動を指定し、保証する とを選求されていたが要求事 ((あるべき姿+)を明確化	補完活動を実施し、遺標事	・ 別館化した摩棚の計画を頻定した上で、 微醇の保安活動の評価・改善を行うこ	・要求事項としてあるべき資を連解 していなかった。	<ul><li>・要求事項を理解するための力量の確保</li><li>・補完活動における要求 事項の明確化</li></ul>	- 要求事項を理解するための教育の追加 - 要求事項 (あるべき姿) の明確化 - 上記について全体計師書へ反映する。	-全体計画書への反映 (8月31日完了) -教育の実施		- 快海の実施
でに、活動を行ったため信完 影動のPDCAが提能しなかっ 。また、組織として要求事項 (あるべき姿)の理解力が不 E(力整不足)していた。		c重要な約束事項に基づいて品質保証 处して要求事項を明確化した業務計画	であると明確に要求していなかっ	・対外的な約束御項を要 求事項とするルール化	<ul> <li>「法令およびルールを接守する」の無面するところとして規制当局との約束についても対象であることを最質方針の範更(ガイドライン)で明記する。</li> <li>一次外の役割束事項について安全・品質本部が興報を集构し、定行公児を管理するため、新規に標準報を制造する。</li> </ul>	ガイドラインの改正で実 地流み	<ul><li>・安全・品質本部の左記活動状況の検証</li><li>・安全・品質本部の左記活動状況の検証</li></ul>	・7月27日の品質方 ドラインの改正で実施 ・9月未までに実施
					・要求事項の明確化のより、イニーの実施を必ず原定するよう。安全・品質本部 文書管理要領」に各種計画書の記數系領を追記するよう改正する。			
		の上) を踏まれ、他事業部(電力等)の気施 根としての力量が向上するよう教育プログ	(1)-2 ② (人材育成) の活動に	当める。				

## 9月9日(副本部長以下の打合せに用いた整理表)【9月13日の本部長以下の打合せでも使用】

	旧品資保証室に対する根	<b>本原因分析の提言</b>	これまでに実施した改善内容	今後のさらなる改善
タッフとしての要求事項(社長の補佐として、自社内の QMSのPDCAが適切 に強されていることの監視・ 別定・評価及び社長へのイ ンプット)を組織として明確	品質保証室の役割* (要求事項)の適正化 (1)-1 社長のスタッフとして の役割(要求事項)を実行	各事業部のQMSが何效がに機能している事を評価するための監視・測定の仕組みを構築すること。 マネジメントシステムの等効性の評価が適切に実 源できるようにマネジメントレビューでの評価の仕組みを見直すこと。	【品類保証者】 ・監視・測定の仕組みとして、これまで対外報告件数、とユーマンエラー件数等の安全文化順成に係る的を用いて、毎年度第4回マネジメントレビューにて監視・測定の結果を報告している。 (第了) ・マネジメントレビューの実施(6月1日) ・ マネジメントレビューの実施(6月1日) ・ マネジメントレビューのインプットおよびアウトブットの評価方法を明確にした上で、2015年度 第4回マネジメントレビューの中間しを実施した。(第了)	[安全・品質本部] ・品質ネタンペトシステムを評価するため、不適合の処置状況等のプロセスに係る PI  の設定およびPIを用いた監視・測定の実施  → 電力で運用しているPについてペンテマーの「数セオス」(12日本主席) 設定したPIを用いた監視・測定を行う。 (未年1月以降、運用開始)
化セずに業務を続けてきた ため、他事業部への関与も 含め、品質保証活動として 必要な業務が適切に実施 できていなかった。		各事業部のQMSを継続的に改善するための全 社的連携方法の改善	・保安業務の運携 (情報共有) を目的とした作業会の設置 (6月30日) → 品質 保安会議予記簿保証機格をに加えて 名 電影遊揚して、各 張保安業務の改善 および開報共有を図るための作業会(WG) 投資 (完了)	-
は間が変更しば、社長の スタップとして各事業部を指 等する強い歌思が不足して いたこと、及び品貨保証室 員の適切なリソースの配分 を計量に要求してこなかった	配分、品質保証室の各事業 部を指導するための権限強 化を行なうこと。(力量の設 定、教育計画の策定、キャリ アバス等)	人材育成	[品質保証策] ・全体計画語に係る教育の実施(5月27日・6月17日) ・ 相常志島に従事する品質保証策異に対して教育を実施した。(完了) 「安全・品質本部」 ・全体計画器に係る教育の実施(7月28日) ・ 新たに補売店島に従事する安全・品質本部員に対して教育を実施した。(完了) ・ 一 (完全・品資本部) [監査室] ・ 連腸解定保証、帯案計可変更申請書に係る教育の実施(9月7日) ・ 安全・品質本部員おび監査を員の力量向上のための教育を実施した。(完了)	
		リソースの配分、権限強化	[安全・品資本部] (監査室) ・組織改正および増長 (安全・品資本部おび、監査室) による体制強化 (6月30日) (発 ブ)・安全・品資本部の本部長を副社長にすることによる体制強化 (6月30日) (完了) ・監査室長を社長は第にすることによる体制強化 (6月30日) (完了)	_ ·
品質保証室は濃縮事業部	(2) 業務計画の策定 要求事項(あるべき姿)を明 を実施し、濃縮事業部の保安	・ 登権化した業務の計画を検定した上で、補完活動 で活動の評価・改善を行うこと。	全体計画實 改正(6月16日) 一	
*)を明確化せずに、活動 を行ったため補完活動の PDCAが機能しなかった。また、組織として要求事項	施する場合は、組織として要認 品質標準類を見直すこと。	重要な約束事項に基づいて品質保証活動を実 求事項を明確化した業務計画を必ず策定するよう	<ul> <li>[安全・品質本部] [監査室]</li> <li>- 思数をおせばよらくの必定 (7月27日)</li> <li>→ 品質方針ガイドラインを改正し、「法令およびルールを遵守する」に法令、規制当局、社会との効果を遵守して業務を遵守する。ことを明記した。(第7)</li> </ul>	<b>4</b> . –
PINE (DIMPINE) OCC.		)上) を踏まえ、他事業部(電力等)の英施状況をベ 力量が向上するよう教育プログラムの見直しを行	[安全・品質本部] [監査室] (1)-2 ① (人材資金) にて実施済み (完了)	-

- ①期限の見直し
- ②表現の見直し
- ③保安活動適正化の補完の意味について追記した書類を、品質方針ガイドラインから全体計画書に見直し
- ④表現の見直し

### 9月8日(副本部長以下の打合せに用いた整理表)



- ①2つの提言を1つにまとめた
- ②過去のマネジメントレビューの実施を記入、
- ④中長期的な力量向上から短期的な教育に変更、
- 監査室の検証は記載せず
- 標準類への反映および監査室の検証は記載せず ⑤全体計画の改正からガイドラインの改正に変更、教育は記載せず
- ③標準類への反映および監査室の検証は記載せず ⑥標準類への反映および監査室の検証は記載せず

### 9月13日(部長以下の打合せに用いた整理表)【9月14日の評価書に同じ表を使用】

	旧品質保証室に対する根本	京因分析の退言	これまでに実施した改善内容	評価結果
品質保証室は、社長のス タッフとしての要求事項(社 長の補佐として、自社内の QMSのPDCAが運切 に適されていることの監視・ 期定・評価及び社長へのイ ンプット〉を組織として明確 化世ずに実務を続けてきた	質保証室の役割* (要求 事項)の適正化 (1)-1 社長のスタッフとして の役割(要求事項)を実行	各事業部のQMSが有効に機能している事を 評価するための監視・測定の仕組みを構築す ること。 マネジメントシステムの有効性の評価が適切に 実施で含るようにマネジメントレビューでの評価 の仕組みを見直すこと。	(品質受証室) ・監視・測定の仕組みとして、これまで対外報告件数、とユーマンエラー件数等の安全文化観点に係るPIを用いて、毎年度第4回マネジメントレビューにて監視・判定の結果を報告している。(完了) ・マネジメントレビューの実施(6月1日) ・> マネジメントレビューの実施(6月1日) マネジメントレビューので対象とはアウトプットの評価方法を明確にした上で、2015年度第4回 マネジメントレビューのやり直しを実施した。(完了)	[安全・品質本部] ・全社が身仕組みとして、品質保証室において安全文化組成に係るPIを設定し、監視・海 定立PIを用いたが単位が実施され、マネタベントレビューに報告されていたことから、監視・測定 の仕組みとしては現に構築されていると評価する。
ため、他事業部への関与も 含め、品質保証活動として 必要な業務が適切に実施 できていなかった。 【組織要因②】	•	各事業部のQMSを維続的に改善するための 全社的連携方法の改善	<ul> <li>(安全・品質本部)</li> <li>・保安之路の連携 (情報共有)を目的とした作業会の影響 (全日本)</li> <li>・ 品質・保安会園や品質保証連絡会に加えて、各事類 地が対 東して、各種保安属務の改善および情報共有を図るための作業会 (WG) を設置した。 (元ブ)</li> </ul>	[資金・品質本部] - 各種皮密接の改善さば「背偏共有を図るための作業会(WG)を設置することができ たことが、各事業部のQMSを継続的に改善するための全社的連携方法の改善が図られ たと評価する。
品質保証審長は、社長の スタッフとして名事業部を指 簿する強い厳思が不足して いたこと、及び品質保証室 属の適切なリソースの配分 を社長に要求してこなかった ことから、マネジメントレビュー	(1)-2 (1)-1を実行するた めの品質保証筆の体制整備 のため、人材育成、リソースの 配分、品質保証整の各事業 部を指導するための相関強 化を行なうこと、(力量の設	人材育成	(品質保証金) ・全体計画習に係る教育の実施 (6月17日) → 遠線事業部保安活動適正化のために要求される補完の意味を全体計画器に追記 (6月16日 改正) した上、選擇事業部保安活動適正化の補充活動に従事する品質保証室費に対し、 全体計画器に係る教育を実施した。	【安全・品資本部】【監査室】 ・6月16日に改正した全体計画報に基づき過給事業部保安活動選正化の補完活動に 従事する張良への教育を実施することにより力量向上が保られたと評価する。
などの全社に亘る第三者的	also product to the automate to the	リソースの配分、検閲強化	[安全・品質本部] 「整置室」 ・組織立正方よび地質 (安全・品質本部および整査室) による体制強化 (6月30日) (完了) ・安全・品質本部の本部長を副社長にすることによる体制強化 (6月30日) (完了) ・監査を長を社長市属にすることによる体制強化 (6月30日) (完了)	[安全・品質本部] (整置室) ・6月30日の組織な近により、安全・品質本部および監査室が設置され、増買により業務 接行に必要収り一支が定分された。 末た、安全・品質本憩の本部長を副社長にすること、監査委長を社長憲原にすることによる休削強化により、安全・品質本部および監査室の体制が整備されたと評価する。
品質保証室は濃縮事業部		確化した業務の計画を策定した上で、補完活 安活動の評価・改善を行うこと。	[品類保証室] ・全体計画書の改正 (6月16日) → 品質保証策に要求される保安活動適正化の補発の意味を追加した。 (完了)	[安全・品資本部] [監査整] ・機構整制的保安活動の評価・改善を行うため、旧品資保証室 (現安全・品資本部 および監査室) に要求される保安活動選正化のための補完活動の目的、要求事項およ び方法を明確にし、全体計画書に反映したことで改善が限られたと呼信する。
明確化せずに、活動を行っ たため補完活動のPDCAが 機能しなかった。また、組織 として要求事項(あるべき 姿)の理解力が不足(カ 曼不足)していた。		重要な約束事項に基づいて品質保証活動を 以来事項を明確化した業務計画を必ず策定す	【安全・色質本部】「設置を】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【安全・高端本部】 【監査室】 ・対外的に重要な効果専事項に基づいて品質保証活動を実施するため、品質方針がイドラインの弦正に力法令、規制曲点、社会との約束を遵守して業券を遂行するための改値が図られたと評価する。
		上) 2路まえ、他事業部(電力等)の実施状況を カカ最が向上するよう教育プログラムの見直し	[安全・品貨本部] [監査室] ・(1)-2 『人材會成 Jにて実施済み(完了)	[安全・品質本部] [監査室] ・(1)-2 「人材育成」で必要な改善が図られた。

- ①脱字修正
- ②全体計画書の教育のみ記載(力量向上のための保安規定、事業変更許可申請書の教育は記載せず)
- ③表現の見直し

# R C A 報告書の提言に基づく改善に係る整理表 (9/7) と評価書との比較

	計画した事項と評価書で当てはめた項目は、異なる項目である。 ・実能事項 ・監視・測定の指標(PI)を運用している電力会社の情報(ベンチマーグ)を入手していない。 ・ベンチマークの指線を活用しFIの仕組みを検討していない。 ・インチマークの情報を活用しFIの仕組みを検討していない。 ・指標の策定とその運用を「トップマネジメントに係る品質マネジメントンステム運営要則」と 「安全・品質本部 トップマネジメント補佐要領」「こ定めていない。	【比較結果】 計画した事項と評価書で当てはめた項目は、合致した項目であるが、一部未実施事項があ 系。 [未実施事項] ・作業会の仕組みが十分に構築されていない。(標準類への反映が未実施)	「比較結果」 5 ・計画した事項と評価書で当てはめた項目は、異なる項目である。 「未実施」項目 ・9 月14日の整理表では、当てはめる項目が適切でなかった。	「比較結果」 ・計画した事項と評価書で当てはめた項目は、異なる項目である。 ・電力、全社の品質保証部門の力量項目、教育方法について情報(ベンチマーク)を入手して ・電力、全社の品質保証部門の力量項目、教育方法について情報(ベンチマーク)を入手して ・全社を表引する安全・品質本部の要員に必要な力量を検討していない。 ・力量を補うための教育の実施計画を策定していない。 ・「安全・品質本部 教育訓練要領」に安全・品質本部員の力量評価方法を反映していない。 ・キャリアバスローテーション仕組みを導入検討していない。	【比較結果】 ・計画した事項と評価書で当てはめた項目は、合致した項目である。		「比較結果」 計画した事項と評価書で当てはめた項目は、合致した項目であるが、一部未実施事項がある。 「未実施事項」 ・対外的な約束事項の情報集約、履行管理のための標準類の制定、各種計画書の記載要領 の標準類への反映を実施していない。	参考] 9月7日時点で④に含むとしているが、元々は別項目なので、項目を合わせるのは適切では ない。
(2)9月14日の整理表(評価書内の表としても使用) ・監視・測定の仕組みとして、これ末で対外報告件数、ヒューマンエラー件数等の安全文化	離成に係るPIを用いて、毎年度第4回マネジメントレビューにて監視・測定の結果を報告している。(完了)	・保安業務の連携(情報共有)を目的とした作業会の設置(6月30日) - 品質・保安会議や品質保証連絡会に加えて、各事業部が連携して、各種保安業務の 改善および情報共有を図るための作業会(WG)を設置した。(完了)	・マネジメントレビューの実施(6月1日) - マネジメントレビューのインプットおよびアウトブットの評価方法を明確にした上で、2015 年度第4回マネジメントレビューの やり直しを実施した。(完了)	・全体計画書に係る教育の実施(6月17日) - 議秘書業部保安活助道工化のために要求される補完の意味を全体計画書に追記(6 月16日故事業部保安活動適工化のが必要である。 対し、全体計画書に係る教育を実施した。 対し、全体計画書に係る教育を実施した。	・組織改正および増員(安全・品質本部および監査室)による体制強化(6月30日)(完了)・安全・品質本部の本部長を副社長にすることによる体制強化(6月30日)(完了)・監査室長を社長直属にすることによる体制強化(6月30日)(完了)	·全体計画書の改正(6月16日) → 品質保証室に要求される保安活動適正化の補完の意味を追加した。(完了)	・品質方針ガイドラインの改正(7月27日) - 品質方針ガイドラインを改正し、法令、規制当局、社会との約束を遵守して業務を遂行することを明記した。(完了)	4)にて実施済み
(1)9月7日の整理表(計画していたこと) (1)9月7日の整理表(計画していたこと)  柴排・測定の指標(PI)を運用している電力会社の情報を入手する。(ベンチマー ・F	迴		定 運	・電力、全社の品質保証部門の力量項目、教育方法について情報を入手する。(ペー・シャー・カーン・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・カー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	。 . C権限強化を図る。		法令およびルールを遵守するの意図するところとして規制当局との約束につい も対象であることを品質方針の変更(ガイドライン)で明記する。 が外的な約束事項について安全・品質本部が情報を集約し、履行状況を管理する が外的な約束事項について安全・品質本部が情報を集約し、履行状況を管理する 要求事項の明確化およばレビューの実施を必ず策定するよう「安全・品質本部 文 管理事項の明確におよばレビューの実施を必ず策定するよう「安全・品質本部 文 管理要領」に各種計画書の記載要領を追記するよう改正する。	の活動  C含める
	いる事を評価するための監視・選定、クロ仕組みを構築すること。	②各事業部のQMSを継続的IL改善す・ るための全社的連携方法の改善 言	<ul><li>③マネジメントシスサムの有効性の評・ 自が適切に実施でするようにマネッタ ソトレだューでの評価の仕組みを見信 すこと。</li></ul>	後 模 模 本 子 ()		⑦業務計画の策定 要求事項 危るへき姿)を明確化した・・・ 業務の計画を策定した上で、補完活・・・ 動を美能し、濃縮業累部の保安活動 の評価・改善を行うこと。	(8) 業務の計画に係る品質標準類の目。 保安検査に限らず、対外的に重要な 約束事項に基づいて品質保証活動を 実施する場合は、組織として要求事 項を明確化した業務計画を必ず策定 するよう品質標準額を見直すこと。 た	(3)教育の充実(力量の向上) 品質保証室は、今回の事象を踏ま え、他事業部(電力等)の実施状況を ベンチマークとして、組織としての力 量が向上するよう教育プログラムの見 直しを行う。

# 直接的な原因に対する是正措置に係る整理表

関連部署	直接的な原因	是正措置
安全,品質本部	<ul><li>① 人にかかる原因</li></ul>	◆ 安全・品質本部長および安全・品質本部副本部長に、電力会社
	・安全・品質本部長のパフォーマンス	の品質保証部門の部長を歴任した人材を新たに任用し、人事を
	も影響し、結果として安全・品質本部	刷新
	員を誤った方向に導いたこと、特に部	<ul><li>安全・品質本部長:電力会社より任用</li></ul>
	長以上の管理職が自らの職責上の役	● 安全・品質本部副本部長(品質保証):電力会社より任用
	割を果たせていなかったこと。	<ul><li>安全・品質本部 品質保証部長:社内人材</li></ul>
	・自らのマネジメントレビューへのイ	◆ 安全・品質本部のマネジメントレビューへのインプットに対す
	ンプット資料のチェックを適切に行	るセルフチェックシートを策定
	えなかったこと。	<ul><li>◆マネジメントレビューの有効性・適時性の向上に向け、保安検</li></ul>
		査終了後速やかにマネジメントレビューを開催
	② 組織にかかる原因	◆ 安全・品質本部の役割・責任・権限を明確にするため、「安全・
	・安全・品質本部の役割・責任・権限	品質本部長への期待事項について」を社達として制定
	が不明確であったこと。	◆ 上記を踏まえ「職制規程」を改正
	③ 仕組みにかかる原因	<ul><li>◆ 全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理され</li></ul>
	・全社対応委員会の仕組みが不十分で	る仕組みを構築(「助言」、「情報共有」⇒社長からの「指示・命
	あったこと。	令」、付議内容の再整理、課題・進捗管理表の作成)
<b>監</b> 重	<ul><li>① 人にかかる原因</li></ul>	◆ 監査室長に、電力会社の品質保証部門の部長を歴任した人材を
	・特に部長以上の管理職が自らの職責	新たに任用し、人事を刷新
	上の役割を果たせていなかったこと。	● 監査室長:電力会社より任用
		<ul><li>● 監査室 監査部長:社内人村</li></ul>
	② 組織にかかる原因	◆ 担当取締役の廃止
	・監査室の独立性が欠如していたこと。	◆ 執務室の離隔
		◆ 品質保証標準類の再確認
	・監査要員の不足により客観性を欠い	<ul><li>◆ 品質保証標準類への反映(監査に限定、検証要領の廃止)</li></ul>
	た検証を行ったこと。	◆ 臨時の特別監査に向けた仕組みの構築

张付資料-8

本アケションブランは全社対応委員会での審議およびそれに続く安全・品質改革委員会で審議を行い、より詳細化するとともにローリングしていく。

直接的な原因に対する是正措置に係るアクションプラン

2018年 以降 12月 11月 ▽有効性評価 有効性評価 10月 9月 8月 ▽有効性評価 7月 2017年 6月 5月 有効性評価 4月 3MR 4MR 3月 D 方針策定 改正済 浜川里 2月 1月 2016年 12月 ①安全・品質本部からのマネ ②四半期ごとの各事業部が してから10営業日以内にマネ 責任・権限が明確になってい ること ②職制規程に反映されてい ること パンチリストが作成され、課題 がフォローされていること ジメントレだューのインプットが ジメントレビューが実施されて 受ける保安検査全てが終了 委員会の役割・責任・権限 ①安全・品質本部の役割・ が明確にされていること 評価指標 正しくされていること。 1525 ②2017.3~継続実施 完了予定 2017.3 ©2017.3 £2017.2 2017.2 安全·品質本部 安全·品質本部 安全·品質本部 担当部門 今回の事案で全社対応委員会が機能しなかった直接的な原因である「仕組みにかかる原因」を踏まえ、全社対応委員会の位置づけを明 特に、これまで全社対応委員会が「助言」、「情報共有」機関であった ①今回の事案において安全・品質本部のマネジメントレビューへのイン 点を見直し、社長からの「指示・命令」機関と位置づけるとともに、付 議内容を再整理し、さらに課題・進捗管理表の作成を明確化することで、確実なフィローが行えるようにした。 ②マネジメントレビューの有効性・適時性の向上に向け、保安検査終 チェックが適切に行われなかったことが直接的な原因(「人にかかる原 因」)である。この反省に鑑み、必要な具体的情報を正確にインプッ 切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有 効性を継続的に改善する」ことが期待される。このため、「安全・品質 ①安全・品質本部長には、本部長としての役割・責任を果たし、社 トするため、セルフチェックシートを用いてチェックすることを要領に定め 長の補佐として「管理責任者として各事業部の品質保証活動が適 ②上記を踏まえ、「職制規程」を改正し、安全・品質本部の職務を プットが不適切であったのは、安全・品質本部長以下の資料作成・ 本部長への期待事項について」を社達として制定した。 確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築した。 了後速やかにマネジメントレビューを開催する。 取組み内容 明確にする。 (1)マネジメントレビューの実 施に向けた安全・品質本部 3)全社対応委員会の改 (2)安全・品質本部の役 割・責任・権限の明確化 革と仕組みの見直し の対応の改善 本文5.2

						1
2018年	公路					
	12月					
	11月					
	10月		-			
	9月					
	8月		▽有効性評価		正計(由	
₩	7月		▽有効		▽有效性評価	
2017年	6月					
	5月			<u></u>	4	
	4月			ig)		
	3月			画演 定	配作業 正作業 正作業	改正
	2月			<b>一</b>		脚
	1月					
2016年	12月					
	K	特定の取締役の関与をなくす 体制となっていること。	執務室が保安組織を構成す る部署から離隔していること。	監査室の活動が監査に限定 した記載となっていること。	監査室の活動を監査に限定 した記載となっていること。 検証要領を廃止していること と。	臨時の特別監査の仕組みが 構築できるようになっているこ と。
野価指揮		特定の取締役の関兵体制となっていること。	が保安組の離隔し	監査室の活動が監査に Jた記載となっていること。	監査室の活動を監査に限 Jた記載となっていること。 検証要領を廃止していること と。	き別監査(るようにな
		特定の] 体制とな	執務室. る部署 <u>7</u>	監査型した記載	監査型の した記載 検証要件	臨時の 構築でき と。
{ <u> </u> -	ł					
半	7		H	2	2	2
		2017.1	2017.1	2017.2	2017.2	2017.2
担当部門		年	(GH	ĮĢH	ЮН	(GH
	•	<b>御 駅</b> で	題 相 在 在 在 在	開産を記する。	と 選 を は	。 暦 百 百
的組み内容		執行役員としての安全・品質本部長が、取締役副社長として監査 室を担当していたため、監査室への関与が強く監査室の独立性が損 なわれた直接的な原因である「組織にかかる原因」を踏まえ、以下の 是正措置を実施した。 ①担当取締役の廃止 特定の取締役が強(監査室に関与することがないよう業務分担を置 かず、取締役全員が部門を特定せず会社全体を監視・監督すること とした(担当取締役の廃止)。	執務室の離隔  監査室の執務室を、監査対象組織である保安組織を構成する部  對か5物理的に離隔した。	③品質保証標準類のなかで、監査室が組織的(社長を除く)に独立した記載になっていることを再確認し、必要に応じ標準類を改正する。	監査室の人材不足により、監査の代わりに客観性を欠いた検証を 監査室実施した直接的な原因である「組織にかかる原因」を受け、以下の是正措置を実施する。 正措置を実施する。 ①品質保証標準類の改正 監査室の活動を監査に限定し、関連する品質保証標準類を必要 に応じ改正した。また、検証要額を廃止した(検証結果を取り下げた)。	8脳時の特別監査に向けた仕組みの構築 臨時の特別監査に必要な力量を持つ人材を会社全体で確保する 1組みを構築した。
AH	1	執行役員としての安全・品質 室を担当していたため、監査室 なわれた直接的な原因である『 是正措置を実施した。 ①担当取締役の廃止 特定の取締役が強く監査室に『 がず、取締役全員が部門を特方 かず、取締役全員が部門を特方 とした(担当取締役の廃上	②執務塞の離隔 監查室の執務室を、監査対署か物理的に離隔した。	③品質保証標準類のなかで、 立した記載になっていることを拜る。 る。	MID GK	<ul><li>②臨時の特別監査に向けた仕組みの構築 臨時の特別監査に必要な力量を持つ人者 仕組みを構築した。</li></ul>
* * * *		5. 2. 3 (1)監査室の独立性確保			(2)監査室の活動を監査に 限定	

背景にある要因に対する取組みに係る整理表

	取組み	<ul><li>1)品質保証活動に係る人材の充実</li><li>安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図るとともに、品質マネジメントシステムにかかる力量の向上を継続的に図っていく。</li></ul>	) 監査室の役割、責任および権限の徹底 監査室の役割、責任および権限を明確にする。そのうえで、監査室員一人ひ とりが自らの役割、責任を認識し、それを徹底することで適切な業務プロセス	≦)が実施できるよう、以下の3点を実施する。 責任と権限の再確認 監査室員の心得(仮称) 業務目標の設定	<ul><li>1) 品質保証活動に係る人材の充実 安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図るとともに、品 質マネジメントシステムにかかる力量の向上を継続的に図っていく。</li></ul>	<ul><li>1)品質保証活動に係る人材の充実安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図るとともに、品</li></ul>	マネジメントンステムにかかる力量の同上を継続的に図っていく。 安全・品質本部員の心得の制定と徹底 安全・品質本部員が自らの業務遂行にあたっての拠り所として「安全・品質本 昌の心温・女判史」 『漢本井~		安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図るとともに、品 質マネジメントシステムにかかる力量の向上を継続的に図っていく。	(3) 重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立	度.	理が十分にできていなかったことの反省に鑑み、安全・品質本部で所掌する業務(る主王ナー語を加えたには、非なナロ・イルナイト・ドー・ニー・コール)の流れ	の里要度・緊忌性を明催にし、美務を見える化することにより、計画的・組織的 な業務管理を徹底する。		- - -	安全・品質本部員が自らの業務遂行にあたっての拠り所として「安全・品質本 部昌の心得」を制定し、 湯添させる。	
背景にある要因に対する取組みに係る引	担当部署	(ウ)安全・品質本部員がスケジュールを優先するとの意 安全・品質本部 (1)品質 識 (ナ)監査室の検証が9月末までという限られた時間の中	監査室 (1	(	(エ)安全・品質本部員が未完了とした項目は継続的改善安全・品質本部 (1)品質で実施すればよいという思い込み (ケ)安全・品質本部員が組織改正等の完了した事項をもって組織要因が除去できたとの思い込み	(コ)安全・品質本部員が自ら定めた計画に従って業務を 安全・品質本部 (1) 品質 実行するとの意識が不十分 安全・	(2) 安全 (2) 安全 安全・	(サ)安全・品質本部の保安検査の指摘に対する認識の低 安全・品質本部 (1)品質	さ (ハ) 安全・品質本部員の保安検査の指摘事項に対する認   質マネジ	第の6年 (3)	安検査の指摘事項に対する認識が十	分ではなかった		1	が評価書の位置づけを明確にしないまま押印   安全・品質本部   (2)	をした(チ)監査室が検証の本来の目的に対する認識が不十分() 動画の心	正直主が依証の本来の目的に対する認識が十十分 監査室 (1) り (2) (2)
		量、意識) ①スケジュール優先の意識			②品質マネジメントシステムの理解不足に伴う思い込み	③自ら定めた計画(プロセス)を守る意識 の不足		4)保安検査に対する認識が不十分							⑤業務目的に対する認識が不十分		
!	視	1)人(力量、								55	-						

取組み	(1) 品質保証活動に係る人材の充実 安全・品質本部の期待事項を達成 質マネジメントシステムにかかる力	(1) (2) (2) 時	(2) 監査室員の力量向上 監査室員が、品質マネジメントシステムの本質を正しく理解し、監査に必要な 力量を確保できるよう、継続的に力量の向上を図っていく。このため以下の2点 を実施する。 ● 品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上	(E) 期 6 存 (4)     (C) ト野 (1) シ梅 (2) 七巻 (2) 七巻 (2) 日本 (2) 日	<ul><li>(3)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立</li><li>保安検査での指摘事項に対する対応も含め、重要度・緊急性を踏まえた業務管理が十分にできていなかったことの反省に鑑み、安全・品質本部で所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務を見える化することにより、計画的・組織的</li></ul>
背景にある要因	第本部の人材が不足していること 共を適切に行えなかった	(ム)安全・品質本部の力量(コアになる人材)が不足し 安全・品質本部ていること	(ツ) 監査室の人材不足(ト) 監査室の独立性の確保ができない構造	本部副本部長、 なかった 安全・品質本 ったにもかか 他のラインに がつ・フォロ が不十分 が不十分 監査:	(マ)安全・品質本部が、本社組織として、事業部(再処 安全・品質本部理事業部、濃縮事業部、埋設事業部、燃料製造事業部)の品質保証活動を総括するプロセスを明確にできたかった
<del>2</del>	①保安検査に対応するための人材が不足	②安全・品質本部の力量 (コアになる人材)の不足	③監査室を目的どおり機能させるための人 材不足および独立性の欠如		②安全・品質本部が 4 事業部を総括するプロセス(実施事項)が不明確
視点	$\smile$			3) 仕組み (プロセス)	

添付資料-10

本アクションプランは全社対応委員会での審議およびそれに続く安全・品質改革 委員会で審議を行い、より詳細化するととむにローリングしていべ。

▽ 有効性評価 (2018年3月) ▽ 有効性評価 (2018年3月) 2018年 以降 11月 12月 有効性評価 有効性評価 10月 9月 8月 有効性評価 7月 整理表の充実(教育ツール作成) 2017年 6月 有効性評価 2月 有効性評価 7有効性評価 自効性評価 田働 教育の実施 4月 3月 計画 定·周知済 要員強化 要員集約) 計画策 2月 且織改正 計画 背景にある要因に対する取組みに係るアクションプラン 1月 2016年 12月 る要員の90%以上の要員が 受講していること 2017年度に90%以上の要員が受講していること 品質保証活動の力量を有し 証に係る要員の70%の要員 2017年度に品質保証に係 全・品質本部員の受講が開 整理表を充実し新たな教育 ツールとして作成するとともに、 品質保証活動に関わる全て の安全・品質本部員が受講 していること 心得が制定され、周知活動 が実施されていること。 2016年度末までに品質保 品質保証活動に関わる安 2016年度末までに計画が た要員が配置されること。 評価指標 策定されていること が受講していること 始されていること 2017.4~継続実施 2017.3~継続実施 2017.3~継続実施 完了予定 ・研修の計画 2017.2 研修の実施 研修の計画 研修の実施 2017.3 2017.9 2017.2 2017.4 安全・品質本部の期待事項を達成するために、要員の強化を図る 安全・品質本部 安全·品質本部 安全·品質本部 安全·品質本部 安全·品質本部 担当部門 安全・品質本部の管理職および品質保証部門の関係者など、従来とりも対象範囲を拡大し、「ISO9000審査員コース」の研修を計 品質保証活動に従事する安全・品質本部員に対し、5 W 2 Hを ることを目的に、安全・品質本部標準類と4事業部保安規定との整 がっていた品質保証機能を品質保証部として集約し、品質保証活動 のコアとなる人材を集中した。引き続き品質保証に係る要員の強化を 安全・品質本部員に、自らが担当する業務が、保安規定のどの要 保安規定の要求事項と自らの業務との関係について理解向上させ 安全・品質本部員が自分業務遂行にあたっての拠り所として「安全・品質本部員の心得」を制定し、浸透させる。本心得は7つからなり、日常的に安全・品質本部員が品質本部員が品質なネシメントシステムの重要性 とともに、品質マネジメントシステムにかかる力量の向上を継続的に 安全・品質本部内の安全・品質計画部と安全・品質管理部にまた **求事項に基づいているのかを確実に理解させるため、保安規定に係る** 念頭において、実務の中で社外専門家による実践的研修を実施す 2品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上 上記整理表の充実を図り、教育ツールとして活用する。 ④5W2Hを意識した業務管理能力の向上 保安規定要求事項に関する教育の実施 を認識した活動が行えることを目的とする。 取組み内容 理表を活用した教育を実施する。 画し、継続的に実行していく。 ①要員の強化 図っていく。 (1)品質保証活動に係る人 2)安全・品質本部の心得 本文6.3 材の充実化

2018年	八路							$\overline{}$							
	12月							-					て計画事る。		
	11月	▽有効性評価				世									
	10月	○ <u>★</u>				▽有効性評価							(太個別計		
	16							-					7,1CJ[		
	8月	▽有効性評価				田評田							計画		
サ	7月	○    				▽有効性評価							* #		
2017年	6月	担	%実施 ——					-							
	5月	有効性評価	品質目標に基づく業務実施			<b>庙</b>		<b>下適合管理</b>			評価		世	温	
	4月	目標策定 ○ #	品質目標			△有效性評価		要領に基づく不適合管理			▽有効性評価 改革委員会審議		→個別計画第3	計画に基づき是正	
	3月		品質目			\(\frac{\kappa_{\chi}}{\chi}\)		$\wedge$			数	D Au		###	
	2月	要領改正						要領改正				型	園別計画 基本方針		
	1月											全体計画書	——————————————————————————————————————		
2016年	12月											411			
	V2 11 21 11	重要性・緊急性を踏まえた品質目標が設定され、業務が管理されていること				不適合管理等が改善され、 適切に運用されていること。					改めて個別計画書を作成 し、改善を実施し、元々意図 した要求事項が満たされてい ること。				
二十	75.7.7			サール・ア・ファン・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	• 2017.4~格納耒旭		2017.3要領改正	2017.3~継続実施			2017.3 全体計画書改正	2017.4~順次対策実施			
相端部間		安全·品質本部				安全·品質本部					安全·品質本部				
取組を内容	דיני ויסדוויטי	保安検査での指摘事項に対する対応も含め、重要度・緊急性を 踏まえた業務管理が十分にできていなかったことの反省に鑑み、安 全・品質本部で所拿する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務を 見える化することにより、計画的・組織的な業務管理を徹底する。具 体的には以下の3点を実施する。	①本部内の品質目標の策定・変更にあたっては、重要度・緊急性に 応じた分類を考慮する。	②策定した重要度・緊急性の高い品質目標は、四半期に1回、本 部長によるレビューを行い、進捗管理および変更管理を実施する。	③品質目標は、執務室内に掲示するなどの「見える代」を行い、月1 回の頻度で進捗状況を本部内幹部と議論し、課題を本部員と共有 するとともに、ショートスパンでのPDCAを回す仕組みを導入する。	今回の事案においては、不適合管理において 5 W 2 H が明確になっていなかったため、何をもって是正処置を完了とするかの共通認識が形成されていなかった等、不適合管理上の課題が明確となった。この点を踏まえ、手順の見直し等以下の3点を実施する。	ロ不適合管理手順 の見直し 不適合処置・是正処置・予防処置の各段階における対応に必要	な情報が確実に明記されるよう5W2Hを意識した様式に変更する	など、小適合管理手順を見追す。 の重要性に係る確実な識別 不適合管理票にグレード分け(法令、保安規定、その他要求事 項)を導入する。この際、保安上重要な不適合については、件名毎 に保安規定との関連が明確になるような見える化を行う。 「不適合WG の設置 不適合WG の設置	小週日MGRBEV、株女工里安を小週日については、今即改を含め是正処置の妥当性、進捗管理を実施する。	安全・品質本部は、本来のRCA報告書における9つの提言の要求事項に対して5W2Hを意識した全体計画書の改正および個別計画書を策定したうえで、個別計画書に基づく是正活動を実行する。	全体計画書の改正および個別計画書の策定にあたっては、これまでの安全・品質本部と濃縮事業部の善計画を取りまとめた全体計画について、個々の取組みを明確にするために、それぞれの改善計画に分割 まま コル酸に ユム・コロエナエの・お書計画に対	割の、特定生分。その際に、文主・四具本品の区分割。国には、 R 名称告書から導かれた9つの提言に 1 2 月 9 日に提出した事業者が広方針におりる是正処置を本報告書に基づ改善計画を加え、 共通事項を整理して抜けなく実行できる全体計画として再策定し直し、これを個別計画に反映し確実に実施する。		
**************************************		(3)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立				(4)安全・品質本部の不適 合管理ルールの見直し					(5) 全体計画の改正および 個別計画の策定および実行				

2018年	改数							
	12月							
	11月 1		甲齿					更
	10周 1		▽有效性評価			更		▽有効性評価
	9月 1					▽有効性評価		
	8月 6			<u></u>	上 			
	3月1				▽有効性評価		用	
2017年	:				▷		▽有効性評価	
	5月 (							
	4月		章 素	以以				極
	3月		**	nia nia				人材確保・検討
	2月	<b>五</b>	紙		計画策定			
	1月							
2016年	12月				計画第7			
20	1	าง	<b>₩</b>	<b>務</b>			عْد	r <sub>z</sub>
評価指標		監査室の責任と権限について、再確認すること。	心得が策定され、教育が実施されていること。	監査室員一人ひどの業務 目標に役割および責任が設 定されていること。	品質マネジメントシステムの基礎の再教育を実施していること。	研修を受講していること。	現地指導を受けていること	必要な社内人材が配置されること。
		こ、再確 て、再確 といま は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	心得が策定され、施されていること。	監査室員一人で 目標に役割およ? 定されていること	品質マネ様の再数と。	研修を受	現地指導	必要な社ること。
- 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	,							
	•	2017.3	2017.3	2017.4	2017.3	2017.7	2017.3	2017.4
388						, ,		
相端無田	i   	語 強	福	祖祖	祖祖	配 宣 至	福	福
<b>B</b> 網 多 公 公 会		仕組み (プロセス)にかかる要因①に対する取組み】 監査室の役割、責任および権限を明確にする。その方で、監査室 員一人ひどが自ちの役割、責任を認識し、それを徹底することで適 切な業務プロセス(監査)が実施できるよう、以下の3点を実施す る。 ①責任と権限の再確認 品質保証標準類で規定されている監査室の責任と権限について、 要求事項を整理し確認する。	<ul><li>② 監査室員の心得(仮称)</li><li>上記の確認結果を踏まえて、監査室の役割を明確にするとともに 「監査室員の心得(仮称)」を策定し、監査室員に再確認させるための教育を行う。</li></ul>	③業務目標に監査室員一人ひとりの役割および責任を明確に設定す る。	監査室員が、品質マネジメントシステムの本質を正しく理解し、監査 に必要な力量を確保できるよう、継続的に力量の向上を図っていて、 このため以下の2点を実施する。 ①品質マネジメントシステムの理解促進/改善力の向上 監査は客観的な事実に基づく行為であるという品質マネジメントシス テムの基礎を再教育する。	全監査室員に「ISO9000審査員コース」の研修を計画し、継続的「に実践していべ。	₩	監査室の役割を明確化した上で、必要な社内人材を確保する。
**************************************		6.3.2 (1)監査室の役割、責任および権限の徹底			(2)監査室員の力量向上			

旧品質保証室に対する根本原因分析の提言を受けた対策

						根本原因分析の	D提言を受けた対策		備老
	提言		実施できていなかった事項	要求事項	安全・品質本部 (旧品質保証室の品証総括部門の業務を引き継ぎ)	対応方針	監査室 (旧品質保証室の監査部門の業務を引き継ぎ)	対応方針	備考
品質保証室は、社長のスタッフ としての要求事項(社長の補 佐として、自社内のQMSの PDCAが適切に廻されてい	品質保証室の役割*(要求事項)の適正化 (1)-1 社長のスタッフとして の役割(要求事項)を実 行するためQMSを改善す る。	いる事を評価するための監視・測定の 仕組みを構築すること。	- 各事業部のQMSが有効に機能していることを評価する項目が不足していた。 - 各事業部へ必要な改善を提言する仕組みが不足していた。	に機能していることを確認 するための監視・測定の指 標を設定し、各事業部の	・指標の策定とその運用を「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」と「安全・品質本部 トップマネジメント補佐	・心チマーク: 11月末 - PI設定: 年内	・安全・品質本部の左記活動状況の検証	- ベンチマーク: 11月末 - PI設定: 年内	
【組織要因②】 品質保証室長は、社長のスタッフとして各事業部を指導する後 い意思が不足していたこと、及 び品質保証室員の適切なリ ソースの配分を社長に要求して ごなかったことから、マネジメント レビューなどの全社に亘る第三		は で で で で で で で で で で で で で	・他事業部の品質保証部門以外 の保安活動 (例、保全) の連携 が不足していた。		・保安規定の業務毎に各事業部と安全・品質本部の連携の仕組み (品質保証連絡会、保安規定・防災業務計画検討WGに共通の職責を有する部署間で情報交換できる作業会を設置)を作る。 ・検討結果を踏まえ、「保安規定・防災業務計画検討WG運営要則」および「品質保証連絡会運営要則」を改正する。	・仕組み作り:9月末 ・運用開始:10月	・安全・品質本部の左記活動状況の検証	・仕組み作り:9月末 ・運用開始:10月	
レビューはCU学生に見る第二 者的な業務も事務局業務が 主体となった。		③マネジメントシステムの有効性の評価が適切に実施できるようにマネジメントレビューでの評価の仕組みを見直すこと。 ママネジメントシステムが適切、妥当かつ有効がどうかの観点で評価する仕組みを標準類に反映する。具体的にはマネジメントレビューでマネジメントシステムの有効性を評価するために必要なインット目標をなるよっに評価するための指標を作成し、マネジメントレビューにおいて評価する代組みを見直す。		・マネジメントレビューの有 効性を評価する指標(評価基準)の策定	・マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効かどうかの観点で評価 する指標を定める。 ・指標の策定とその運用は、「トップマネジメントに係る品質マネジメ ントシステム運営要則」と「安全・品質本部 トップマネジメント補佐 要領」に定める。	映:6月30日実施済み ・指標を用いた第1回マ	・安全・品質本部の左記活動状況の検証	・指標設定:6月30日 ・第1回マネジメントレ ビュー:8月8日	完了
	(1)-2 (1)-1を実行するための品質保証室の体制整備のため、人材育成、リソースの配分、品質保証室の各事業部を指導するための権限強化を行なうこと、分割計画の策定、キャリアバス等)	①人材育成	・全社を牽引する品質保証室としての力量が不足していた。	・品質保証のエキスパート としての力量の確保	・電力、全社の品質保証部門の力量項目、教育方法について情報を入手する。(ベンギマーク) ・全社を牽引する安全・品質本部の要員に必要な力量を検討する。 ・力量を補立めの教育の実施計画を策定する。 ・1安全・品質本部、教育訓練要領川で安全・品質本部員の力量 評価方法を反映する。 ・キャリアパスローテーション仕組みを導入検討する。	・力量の設定、教育計 画の策定:9月20日	(1)JEAC4111、ISO9001を理解し、規格と対比させて当社の品質マネジメントシステムの概要が説明できること。 (2)品質目標達成のための計画の立案、実施、管理および評価・	- 運用開始:6月30日	濃縮事業部補完のための教育、力量向上については、全体計画については、全体計画を設订し、教育を9/9までに実施(安全・品質本部、監査室)
		②リソースの配分	<ul><li>・全社を牽引するためのリソースが 不足していた。</li></ul>	・安全・品質本部および監査室へのリソースの再配分	・安全・品質本部へリソースを配分する。	・6月30日の組織改正 で実施済み	・女士・田戸ペロルグエロ・カッサベルルの大会社 ・監査室へリソースを配分する。	・6月30日の組織改正で 実施済み	完了
		③権限強化	・品質保証室が持つ権限を行使していない。	・権限の行使	・安全・品質本部の本部長を副社長にして権限強化を図る。	・6月30日の組織改正 で実施済み	・監査室を社長直属にして権限強化を図る。	・6月30日の組織改正で 実施済み	完了
保安活動を補完し、保証する ことを要求されていたが要求事 項(あるべき姿*)を明確化	補完活動を実施し、濃縮事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・要求事項としてあるべき姿を理解 していなかった。	<ul><li>・要求事項を理解するための力量の確保</li><li>・補完活動における要求</li><li>事項の明確化</li></ul>	・要求事項を理解するための教育の追加 ・要求事項(あるべき姿)の明確化 ・上記について全体計画書へ反映する。	・全体計画書への反映 (8月31日完了) ・教育の実施	・要求事項を理解するための教育を行う。	・教育の実施	全体計画書改正:完 了 教育:9月7日実施 予定
せずに、活動を行ったため補完 活動のPDCAが機能しなかっ た。また、組織として要求事項 (あるべき姿)の理解力が不	活動を実施する場合は、組織	重要な約束事項に基づいて品質保証 として要求事項を明確化した業務計画	・対外的な約束事項を要求事項 であると明確に要求していなかっ た。		・「法令およびルールを遵守する」の意図するところとして規制当局と の約束についても対象であることを品質方針の変更(ガイドライ ン)で明記する。	・7月27日の品質方針 ガイドラインの改正で実 施済み	・安全・品質本部の左記活動状況の検証	・7月27日の品質方針ガイ ドラインの改正で実施済み	完了
足(力量不足)していた。	を必ず策定するよう品質標準				・対外的な約束事項について安全・品質本部が情報を集約し、履 行状況を管理するため、新規に標準集を制定する。 要求事項の明確化およびレビューの実施を必ず策定するよう「安 全・品質本部 文書管理要領「に各種計画書の記載要領を追記 するよう改正する。	・9月末までに実施	・安全・品質本部の左記活動状況の検証	・9月末までに実施	
		上) た踏まえ、他事業部(電力等)の実施 後としての力量が向上するよう教育プログ	(1)-2 ① (人材育成) の活動に	<b>含める。</b>					

### 表1. 旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果

	旧品質保証室に対する根本	原因分析の提言	これまでに実施した改善内容	評価結果
品質保証室は、社長のス タッフとしての要求事項(社 長の補佐として、自社内の Q M Sの P D C A が適切 に廻されていることの監視・ 測定・評価及び社長へのイ ンプット)を組織として明確 化せずに業務を続けてきた	質保証室の役割* (要求 事項)の適正化 (1)-1 社長のスタッフとして の役割(要求事項)を実行	各事業部のQMSが有効に機能している事を評価するための監視・測定の仕組みを構築すること。 マネジメントシステムの有効性の評価が適切に実施できるようにマネジメントレビューでの評価の仕組みを見直すこと。	【品質保証室】 ・監視・測定の仕組みとして、これまで対外報告件数、ヒューマンエラー件数等の安全文化醸成に係るPIを用いて、毎年度第4回マネジメントレビューにて監視・測定の結果を報告している。(完了) ・マネジメントレビューの実施(6月1日) → マネジメントレビューのインブットおよびアウトブットの評価方法を明確にした上で、2015年度第4回マネジメントレビューのやり直しを実施した。(完了)	【安全・品質本部】 ・全社的な仕組みとして、品質保証室において安全文化醸成に係るPIを設定し、監視・測定のPIを用いた評価が実施され、マネジメントレビューに報告されていたことから、監視・測定の仕組みとしては既に構築されていると評価する。
ため、他事業部への関与も 含め、品質保証活動として 必要な業務が適切に実施 できていなかった。 【組織要因②】 品質保証室長は、社長の		各事業部のQMSを継続的に改善するための 全社的連携方法の改善	【安全・品質本部】 ・保安業務の連携(情報共有)を目的とした作業会の設置(6月30日) → 品質・保安会議や品質保証連絡会に加えて、各事業部が連携して、各種保安業務の改善および 情報共有を図るための作業会(WG)を設置した。 (完了)	【安全・品質本部】 ・各種保安業務の改善および情報共有を図るための作業会(WG)を設置することができたことから、各事業部のQMSを継続的に改善するための全社的連携方法の改善が図られたと評価する。
スタッフとして各事業部を指導する強い意思が不足して いたこと、及び品質保証室 員の適切なリソースの配分 を社長に要求してこなかった ことから、マネジメントレビュー	(1)-2 (1)-1を実行するための品質保証室の体制整備のため、人材育成、リソースの配分、品質保証室の各事業部を指導するための権限強化を行なうこと。(力量の設		<ul> <li>【品質保証室】</li> <li>・全体計画書に係る教育の実施(6月17日)</li> <li>→ 濃縮事業部保安活動適正化のために要求される補完の意味を全体計画書に追記(6月16日改正)した上、濃縮事業部保安活動適正化の補完活動に従事する品質保証室員に対し、全体計画書に係る教育を実施した。</li> </ul>	【安全・品質本部】 【監査室】 ・6月16日に改正した全体計画書に基づき濃縮事業部保安活動適正化の補完活動に従事する要員への教育を実施することにより力量向上が図られたと評価する。
	定、教育計画の策定、キャリアパス等)	リソースの配分、権限強化	[安全・品質本部] 【監査室】 ・組織改正および増員(安全・品質本部および監査室)による体制強化(6月30日)(完了) ・安全・品質本部の本部長を副社長にすることによる体制強化(6月30日)(完了) ・監査室長を社長直属にすることによる体制強化(6月30日)(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・6月30日の組織改正により、安全・品質本部および監査室が設置され、増員により業務遂行に必要なリソースが配分された。 また、安全・品質本部の本部長を副社長にすること、監査室長を社長直属にすることによる体制強化により、安全・品質本部および監査室の体制が整備されたと評価する。
品質保証室は濃縮事業部 の保安活動を補完し、保証 することを要求されていたが 要求事項(あるべき姿)を	(2) 業務計画の策定 3 要求事項(あるべき姿)を明確化した業務の計画を策定した上で、補完活 動を実施し、濃縮事業部の保安活動の評価・改善を行うこと。		[品質保証室] ・全体計画書の改正(6月16日) → 品質保証室に要求される保安活動適正化の補完の意味を追加した。(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・濃縮事業部の保安活動の評価・改善を行うため、旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に要求される保安活動適正化のための補完活動の目的、要求事項および方法を明確にし、全体計画書に反映したことで改善が図られたと評価する。
月確化せずに、活動を行っ ため補完活動のPDCAが 機能しなかった。また、組織	(3) 業務の計画に係る品質、保安検査に限らず、対外的に 実施する場合は、組織として るよう品質標準類を見直すこと	重要な約束事項に基づいて品質保証活動を 要求事項を明確化した業務計画を必ず策定す	【安全・品質本部】 【監査室】 ・品質方針ガイドラインの改正(7月27日) → 品質方針ガイドラインを改正し、法令、規制当局、社会との約束を遵守して業務を遂行することを明記した。(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・対外的に重要な約束事項に基づいて品質保証活動を実施するため、品質方針ガイドラインの改正により法令、規制当局、社会との約束を遵守して業務を遂行するための改善が図られたと評価する。
		り上) を踏まえ、他事業部(電力等)の実施状況を の力量が向上するよう教育プログラムの見直し	[安全・品質本部] [監査室] ・(1)-2「人材育成」にて実施済み(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・(1)-2 「人材育成」で必要な改善が図られた。

# S1-RE-34-16-026-R00

確 認		承 認	審	作 成	
監査室長		安全・品質本部長	安全·品質本部 副本部長	安全・品質本部 安全・品質管理部長	安全・品質本部 品質・保安管理 GL
2016.9.15	監査部長 2016.9.14	2016.9.14	2016.9.14	2016.9.14	2016.9.14
1	et. 1.→.1 ==	( )			1 1

監査GL

監査副長 2016.9.14

2016.9.14

# 旧品質保証室に対する根本原因分析に基づく 改善策に対する評価結果について

日本原燃株式会社 安全・品質本部

# 改正来歷

改正年月日			改	正	概	要
2016年9月	日	新規制定				

### 1. はじめに

本評価書は、「「「濃縮事業部の保安検査における指摘事項に係る事業者対応方針についての不履行」についての根本原因分析計画書」の実施結果報告書」(S1-DE-13-16-002-R00)(以下、「RCA報告書」という。)にて旧品質保証室(現安全・品質本部長および監査室)に対して提言された対策に対する実施状況およびそれらの評価結果を示すものである。

### 2. 評価結果

RCA 報告書に記載されている組織要因に対する対策案とこれまでに実施してきた対策を比較し評価を実施した。

2.1 組織要因①、②に対する対策および評価

### 【組織要因①】

品質保証室は、社長のスタッフとしての要求事項(社長の補佐として、自社内の QMS の PDCA が適切に廻されていることの監視・測定・評価及び社長へのインプット)を組織として明確化せずに業務を続けてきたため、他事業部への関与も含め、品質保証活動として必要な業務が適切に実施できていなかった。

表 1「旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果」に示すとおり、

- ・監視・測定の仕組みとして、安全文化醸成に係る指標(PI)を用いて評価を 実施し、毎年度第4回マネジメントレビューにて報告している。
- ・マネジメントレビューの仕組みを改善し、6月1日および8月8日にマネジメントレビューを実施している。
- ・各事業部の QMS を継続的に改善するための全社的連携方法の改善のため、6 月 30 日の組織改正に伴い各種保安業務の改善および情報共有を図るための 作業会(WG)を設置した。

以上により、品質保証活動として必要な業務が適切に実施できていることから、組織要因①については、改善されている。

### 【組織要因②】

品質保証室長は、社長のスタッフとして各事業部を指導する強い意思が不足していたこと、及び品質保証室員の適切なリソースの配分を社長に要求してこなかったことから、マネジメントレビューなどの全社に亘る第三者的な業務も事務局業務が主体となった。

表1「旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果」に示すとおり、

- ・6月30日の組織改正により、安全・品質本部および監査室が設置されると ともに増員することにより業務遂行に必要なリソースが配分された。
- ・安全・品質本部の本部長を副社長にすること、監査室長を社長直属にすることによる体制強化により、安全・品質本部および監査室の体制が整備された。
- ・補完活動に従事する要員に必要な教育を全体計画書に明記し実施した。

以上により、全社に亘る業務を主体的に実施するための仕組みおよび体制が 整備されたことから、組織要因②については、改善されている。

### 2.2 組織要因③に対する対策および評価

### 【組織要因③】

品質保証室は濃縮事業部の保安活動を補完し、保証することを要求されていたが要求事項(あるべき姿)を明確化せずに、活動を行ったため補完活動のPDCAが機能しなかった。また、組織として要求事項(あるべき姿)の理解力が不足(力量不足)していた。

表1「旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果」に示すとおり、

- ・旧品質保証室に要求される保安活動適正化の補完活動の目的、要求事項(あるべき姿)および方法を明確にし、全体計画書に追加した。
- ・対外的に重要な約束事項は要求事項であることを認識するため、それを遵守 して業務を遂行していくため品質方針ガイドラインを改正した。
- ・力量の向上については 2.1 に示すとおり実施済みである。

以上により、要求事項(あるべき姿)を明確にし、保安活動適正化に従事する要員の力量を向上させた上で補完活動を実施できていることから、組織要因 ③については、改善されている。

### 3. まとめ

2. に示す評価結果のとおり、組織要因①、②、③に対する対策は既に実施されている。このことから、旧品質保証室に対する提言は組織改正等により改善が図られていると評価する。

今後は更なる改善を図るため、品質目標に取り込む等、品質マネジメントシステムを活用し、継続的改善を図っていく。

### 表1. 旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に対して提言された対策の実施内容と評価結果

旧品質保証室に対する根本原因分析の提言			これまでに実施した改善内容	評価結果	
品質保証室は、社長のスタッフとしての要求事項(社長の補佐として、自社内の(QMSのPDCAが適切に廻されていることの監視・測定・評価及び社長へのインブット)を組織として明確に業務を続けてきたため、他事業部への関与も含め、品質保証活動として必要な業務が適切に実施できていなかった。 【組織要因②】 品質保証室長は、社長のスタッフとして各事業部を指導する強い意思が保証室員の適切なリソースの配分を社長に要求してごなかったことから、マネシメントレビューなどの全社に亘る第三者的な業務も事務局業務が手体・	(1) 社長のスタッフとしての品 各事業部のQMSが有効に機能している事を 評価するための監視・測定の仕組みを構築すること。 (1)-1 社長のスタッフとしての役割(要求事項)を実行するためQMSを改善する。 マネジメントシステムの有効性の評価が適切に 実施できるようにマネジメントレビューでの評価の仕組みを見直すこと。		[品質保証室] ・監視・測定の仕組みとして、これまで対外報告件数、ヒューマンエラー件数等の安全文化醸成に係るPIを用いて、毎年度第4回マネジメントレビューにて監視・測定の結果を報告している。(完了) ・マネジメントレビューの実施(6月1日) → マネジメントレビューのインブットおよびアウトブットの評価方法を明確にした上で、2015年度第4回マネジメントレビューのやり直しを実施した。(完了)	【安全・品質本部】 ・全社的な仕組みとして、品質保証室において安全文化離成に係るPIを設定し、監視・注定のPIを用いた評価が実施され、マネジメントレビューに報告されていたことから、監視・測りの仕組みとしては既に構築されていると評価する。	
		各事業部のQMSを継続的に改善するための 全社的連携方法の改善	【安全・品質本部】 ・保安業務の連携(情報共有)を目的とした作業会の設置(6月30日) → 品質・保安会議や品質保証連絡会に加えて、各事業部が連携して、各種保安業務の改善および情報共有を図るための作業会(WG)を設置した。(完了)	【安全・品質本部】 ・各種保安業務の改善および情報共有を図るための作業会(WG)を設置することができたことから、各事業部のQMSを継続的に改善するための全社的連携方法の改善が図られたと評価する。	
	部を指導するための権限強 化を行なうこと。(力量の設	人材育成	<ul> <li>【品質保証室】</li> <li>・全体計画書に係る教育の実施(6月17日)</li> <li>→ 濃縮事業部保安活動適正化のために要求される補完の意味を全体計画書に追記(6月16日改正)した上、濃縮事業部保安活動適正化の補完活動に従事する品質保証室員に対し、全体計画書に係る教育を実施した。</li> </ul>	【安全・品質本部】【監査室】 ・6月16日に改正した全体計画書に基づき濃縮事業部保安活動適正化の補完活動に従事する要員への教育を実施することにより力量向上が図られたと評価する。	
	定、教育計画の策定、キャリアパス等)	リソースの配分、権限強化	【安全・品質本部】【監査室】 ・組織改正および増員(安全・品質本部および監査室)による体制強化(6月30日)(完了) ・安全・品質本部の本部長を副社長にすることによる体制強化(6月30日)(完了) ・監査室長を社長直属にすることによる体制強化(6月30日)(完了)	【安全・品質本部】【監査室】 ・6月30日の組織改正により、安全・品質本部および監査室が設置され、増員により業務遂行に必要なリソースが配分された。 また、安全・品質本部の本部長を副社長にすること、監査室長を社長直属にすることによる体制強化により、安全・品質本部および監査室の体制が整備されたと評価する。	
品質保証室は濃縮事業部 の保安活動を補完し、保証 することを要求されていたが 要求事項(あるべき姿)を 明確化せずに、活動を行っ たため補完活動のPDCAが 機能しなかった。また、組織 として要求事項(あるべき 姿)の理解力が不足(力 量不足)していた。			【品質保証室】 -全体計画書の改正(6月16日) → 品質保証室に要求される保安活動適正化の補完の意味を追加した。(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・濃縮事業部の保安活動の評価・改善を行うため、旧品質保証室(現安全・品質本部および監査室)に要求される保安活動適正化のための補完活動の目的、要求事項および方法を明確にし、全体計画書に反映したことで改善が図られたと評価する。	
	(3) 業務の計画に係る品質標準類の見直し 保安検査に限らず、対外的に重要な約束事項に基づいて品質保証活動を 実施する場合は、組織として要求事項を明確化した業務計画を必ず策定す るよう品質標準類を見直すこと。		【安全・品質本部】 【監査室】 ・品質方針ガイドラインの改正(7月27日) → 品質方針ガイドラインを改正し、法令、規制当局、社会との約束を遵守して業務を遂行することを明記した。(完了)	【安全・品質本部】 【監査室】 ・対外的に重要な約束事項に基づいて品質保証活動を実施するため、品質方針ガイドラインの改正により法令、規制当局、社会との約束を遵守して業務を遂行するための改善が図られたと評価する。	
	(4) 教育の充実 (力量の向上) 品質保証室は、今回の事象を踏まえ、他事業部 (電力等) の実施状況を ベンチマークとして、組織としての力量が向上するよう教育プログラムの見直しを 行う。		【安全・品質本部】【監査室】 ・(1)-2「人材育成」にて実施済み(完了)	【安全・品質本部】【監査室】 ・(1)-2 「人材育成」で必要な改善が図られた。	